

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 9 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 4 月 6 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 1 : 平成 2 2 年 4 月 6 日付け</p> <p>1. 公費のムダ使いをしてイヤガラセ 2. 2 年近くも異議申立てを放置 不法行為の隠ぺいのためのイヤガラセ</p> <p>1. H 2 2、4、1 付政法 2 4 2 6 号- 1 で存在しない H 2 2、5、1 付 で提起した異議申立てがあったとエープリフルで許されるからとイヤガラセ 2. 審査会に諮問しないのに放置</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 2 2 年 4 月 6 日 苦情申出書の受付 平成 2 2 年 6 月 1 0 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成 2 2 年 7 月 2 3 日 苦情申出人 (以下「申出人」という。) から苦情の趣旨等の聴取 平成 2 2 年 9 月 1 日 実施機関 (政策法務課) への書面による調査 平成 2 2 年 9 月 1 0 日 実施機関 (政策法務課) から調査回答書の受付 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 苦情の趣旨について</p> <p>ア 本事案について、苦情の趣旨を申出人に確認したところ、申出人の主張要旨は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 平成 2 2 年 4 月 1 日付け政法第 2 4 2 6 号- 1 で申出人へ送付された書面 (以下「本件文書」という。) に、存在しない「平成 2 2 年 5 月 1 日付けで提起した異議申立て」との記載があった。政策法務課は情報公開の担当課であるので、誤りを犯すとは考えられず、わざとやっているに違いない。</p> <p>(イ) 上記 (ア) で送付された異議申立てに対する決定について、2 年近くも異議申立てを放置している。</p> <p>(ウ) 開示請求されている行政文書がわかっているのに、都合が悪いと補正を求め却下決定している。</p>
------	--

イ 本事案に係る行政文書開示請求については、実施機関が行った却下処分について、申出人は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てを行い、実施機関は異議申立てについて第三者機関である千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で異議申立てに対する決定を行っている。

上記ア(ウ)については、当該却下処分について、すでに審査会の意見を聴いた上で異議申立ての処理を行っているのであるから、情報公開推進会議において再度検証するのは適切ではないため、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。

上記ア(ア)及び(イ)については、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、「誤りを犯すとは考えられずわざとやっている」、「放置している」と述べているため、実施機関における事務処理について不適正な点はないか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。

ア 上記(1)ア(ア)について

「異議申立てに対する決定について（送付）」（平成22年4月1日付け政法第2426号-1）は、異議申立てに対する決定書を申出人に送付した書面である。この書面には、「平成22年5月1日付けで提起した異議申立て」と記載があるが、これは平成20年5月1日と記載すべきところ、平成22年5月1日と記載した誤りである。

イ 上記(1)ア(イ)について

放置しているという事実はない。以下のとおり処理している。

(ア) 申出人は、知事に対し、平成20年5月1日付けで異議申立てを提起した。

(イ) 知事は、審査会に対し、同年6月25日付け政法第715号で、当該異議申立てについて意見を照会した。

(ウ) 審査会は、知事に対し、平成21年12月21日付け審査会回答第21号で、処分は妥当である旨の回答を行った。

(エ) 知事は、申出人に対し、平成22年4月1日付け政法第2426号で、当該異議申立てを棄却する旨の決定を行った。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)ア(ア)について

(ア) 本件文書に係る決裁文書を見分したところ、「平成20年」と記載すべきところを「平成22年」という記載になっている部分が、送付するための書面の文中にのみ1か所確認された。その他の部分に不適正な記載はないことから、当該記載部分については、実施機関が記載を誤ったものであると推認され、申出人が主張するような意図的に行ったものではないと認められる。

なお、本件文書は、異議申立てに対する決定書の謄本を送付するための書面であり、当該記載を誤った部分は決定書の内容に影響を及ぼすものではないと認められる。

(イ) しかし、文書の施行とは、決定された県の意思を文書により外部に表示するものであるから、文書の施行に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意した上で行うことが必要である。

したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

イ 上記(1)ア(イ)について

申出人は、実施機関が2年近くも異議申立てを放置していると主

	張しているが、実施機関は、当該異議申立てについて、上記(2)イのとおり事務処理を行っており、申出人が主張する「2年近くも異議申立てを放置」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に特段不適正な点は認められない。
調査委員	井上 隆行、桑波田 和子

情公推第18号  
平成22年10月29日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成22年7月7日付け情公推第11号-1で通知し、同年9月1日付けで実施した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案1：平成22年4月6日付け

1. 公費のムダ使いをしてイヤガラセ

2. 2年近くも異議申立てを放置

不法行為の隠ぺいのためのイヤガラセ

1. H22、4、1付政法2426号-1で存在しないH22、5、1付で提起した異議申立てがあったとエープリフルで許されるからとイヤガラセ

2. 審査会に諮問しないのに放置

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

ア 本事案について、苦情の趣旨を苦情申出人（以下「申出人」という。）に確認したところ、申出人の主張要旨は以下のとおりである。

(ア) 平成22年4月1日付け政法第2426号-1で申出人へ送付された書面（以下「本件文書」という。）に、存在しない「平成22年5月1日付けで提起した異議申立て」との記載があった。政策法務課は情報公開の担当課であるので、誤りを犯すとは考えられず、わざとやっているに違いない。

(イ) 上記(ア)で送付された異議申立てに対する決定について、2年近くも異議申立てを放置している。

(ウ) 開示請求されている行政文書がわかっているのに、都合が悪いと補正を求め却下決定している。

イ 本事案に係る行政文書開示請求については、実施機関が行った却下処分について、申出人は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てを行い、実施機関は異議申立てについて第三者機関である千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で異議申立てに対する決定を行っている。

上記ア(ウ)については、当該却下処分について、すでに審査会の意見を聴いた上で異議申立ての処理を行っているのであるから、情報公開推進会議において再度検証するのは適切ではないため、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。

上記ア(ア)及び(イ)については、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、「誤りを犯すとは考えられずわざとやっている」、「放置している」と述べているため、実施機関における事務処理について不適正な点はないか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。

ア 上記(1)ア(ア)について

「異議申立てに対する決定について（送付）」（平成22年4月1日付け政法第2426号-1）は、異議申立てに対する決定書を申出人に送付した書面である。この書面には、「平成22年5月1日付けで提起した異議申立て」と記載があるが、これは平成20年5月1日と記載すべきところ、平成22年5月1日と記載した誤りである。

イ 上記(1)ア(イ)について

放置しているという事実はない。以下のとおり処理している。

- (ア) 申出人は、知事に対し、平成20年5月1日付けで異議申立てを提起した。
  - (イ) 知事は、審査会に対し、同年6月25日付け政法第715号で、当該異議申立てについて意見を照会した。
  - (ウ) 審査会は、知事に対し、平成21年12月21日付け審査会回答第21号で、処分は妥当である旨の回答を行った。
  - (エ) 知事は、申出人に対し、平成22年4月1日付け政法第2426号で、当該異議申立てを棄却する旨の決定を行った。
- (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)ア(ア)について

- (ア) 本件文書に係る決裁文書を見分したところ、「平成20年」と記載すべきところを「平成22年」という記載になっている部分が、送付するための書面の文中にのみ1か所確認された。その他の部分に不適正な記載はないことから、当該記載部分については、実施機関が記載を誤ったものであると推認され、申出人が主張するような意図的に行ったものではないと認められる。

なお、本件文書は、異議申立てに対する決定書の謄本を送付するための書面であり、当該記載を誤った部分は決定書の内容に影響を及ぼすものではないと認められる。

- (イ) しかし、文書の施行とは、決定された県の意思を文書により外部に表示するものであるから、文書の施行に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意した上で行うことが必要である。

イ 上記(1)ア(イ)について

申出人は、実施機関が2年近くも異議申立てを放置していると主張しているが、実施機関は、当該異議申立てについて、上記(2)イのとおり事務処理を行っており、申出人が主張する「2年近くも異議申立てを放置」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に特段不適正な点は認められない。

3 千葉県情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

文書の施行については、決定された県の意思を文書により外部に表示するものであるということをも十分認識して行う必要がある。

実施機関においては、文書の起案及び施行に当たっては、県の意思決定を行うという責任者意識をもつとともに、内容に誤りがないよう正確を期すこと等に十分留意して事務処理を行われたい。

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 1 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 4 月 9 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 2 : 平成 2 2 年 4 月 9 日付け 決定書番号 H 2 2、4、5 農振 1 1 6 6 号 H 2 2、4、6 総 1 8 9 2 号 H 2 2、4、5 知 5 3 5 8 号 異議申立てから約 2 年経過して決定書がきた 何故時間がかかったのか不明である 不都合なことは、問題の先送り 意見照会の手続きが明文化されていない</p> <p>2 調査の概要 平成 2 2 年 4 月 9 日 苦情申出書の受付 平成 2 2 年 6 月 1 0 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成 2 2 年 7 月 2 3 日 苦情申出人 (以下「申出人」という。) から苦情の趣旨等の聴取 平成 2 2 年 9 月 1 日 実施機関 (農村振興課、総務課及び知事室) への書面による調査 平成 2 2 年 9 月 7・9 日 実施機関 (農村振興課、総務課及び知事室) から調査回答書の受付 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 苦情の趣旨について ア 本事案について、苦情の趣旨を申出人に確認したところ、申出人の主張要旨は以下のとおりである。 (ア) 異議申立てから約 2 年経過して決定書がきた。 意見照会の回答が出てもすぐに決定しない、決定に時間がかかる。誰かが止めていて放置している。 (イ) 不都合な情報に対する開示請求については、担当職員が何のことかわからないからと却下決定している。 イ 本事案に係る行政文書開示請求については、実施機関が行った却下処分について、申出人は行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) に基づく異議申立てを行い、実施機関は異議申立てについて第三者機関である千葉県情報公開審査会 (以下「審査会」という。) の</p>
------	--



意見を聴いた上で異議申立てに対する決定を行っている。

上記ア(イ)については、当該却下処分について、すでに審査会の意見を聴いた上で異議申立ての処理を行っているのであるから、情報公開推進会議において再度検証するのは適切ではないため、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。

上記ア(ア)については、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、「誰かが止めていて放置している」と述べているため、実施機関における事務処理について不適正な点はないか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 実施機関に調査したところ、農村振興課からは次のとおり説明があった。

(ア) 誰かが止めていて放置していた事実はないが、異議申立てから決定までに期間を要した一因として、平成20年9月30日付け審査会回答第11号にて回答を受けた当時の担当者が、「実施機関が行った処分は妥当である。」との回答内容から、この事案が完結したものと誤った判断をし、所属長まで供覧を行った後、文書綴りに回答を綴ってしまった期間があった。

(イ) 異議申立てに対する決定までの経緯は次のとおりである。

申出人から、平成19年12月26日付けの異議申立てを受け、平成20年2月25日付け安農第5454号にて審査会へ意見を照会し、平成20年9月30日付けの回答を受けた。

その後、上記(ア)のとおり処理していたところ、平成21年7月に政策法務課から「平成20年度中に答申のあった不服申立ての進捗状況」の照会を受け、この事案について、異議申立てに対する決定の処理をしていないことに気づいた。

そのため、直ちに検討するとともに関係課との協議を始め、平成22年3月23日に異議申立てに対する決定の起案を行い、翌4月5日に施行した。

なお、申出人へは同日付けで決定書の謄本を送付している。

(ウ) 本件については、故意に異議申立てに対する決定を出さずに隠ぺいしたり、放置したものではないが、担当者の誤った判断と事務処理の不慣れにより、結果的に事案について、異議申立てに対する決定の処理が遅れたものであり、今後は適切に処理していきたい。

イ 実施機関に調査したところ、総務課からは次のとおり説明があった。

(ア) 異議申立てについては、次の経緯で決定されており、異議申立てから決定までに約2年間を要したことは、申出人の申出のとおりである。ただし、担当課において放置しているという事実はなく、次の経緯のとおり処理を行っている。

(イ) 申出人から、平成20年5月1日付けの異議申立てを受け、平成20年5月30日付け総第357号にて審査会へ意見を照会し、平成21年12月21日付けで、本件処分は妥当である旨の回答を受けた。

(ウ) その後、平成22年1月29日付けで異議申立てに対する決定の起案を行い、平成22年4月6日付けで当該異議申立てを棄却する決定を行った。

なお、申出人に対し、同日付けで決定書の謄本を送付している。

ウ 実施機関に調査したところ、知事室からは次のとおり説明があつ

	<p>た。</p> <p>(7) 異議申立てに対する決定にあたり、担当課において放置しているという事実はない。なお、異議申立てがあってから異議申立てに対する決定までの経緯については、次のとおり処理を行っている。</p> <p>(イ) 申出人から、平成20年5月1日付けの異議申立てを受け、平成20年5月29日付けで審査会へ意見照会を行い、平成21年12月21日付けで、処分は妥当である旨の回答を受けた。</p> <p>(ウ) 平成22年1月20日付けで異議申立てに対する決定の起案を行い、平成22年4月5日付けで異議申立てに対する決定の施行を行った。申出人に対しては、同日付けで決定書の謄本を送付した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 農村振興課の事務処理について</p> <p>(7) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7制定。以下「事務取扱要綱」という。）第5-7(1)により、「担当課（所）は、審査会から答申があったときは、諮問した旨を通知したものに対し答申書の写しを送付するとともに、答申を尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行う。なお、意見についても、これを尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行う。」とされている。</p> <p>(イ) 実施機関（農村振興課）は、上記(2)アのとおり事務処理を行っており、故意に隠ぺいしたり、放置したものではないという実施機関の説明に特段不自然な点はないと認められる。</p> <p>しかし、事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分理解していなかったことにより、意図的に行ったものではないにしても、結果として一時的に放置してしまったという事実が生じ、異議申立てに対する決定が遅滞してしまったものであり、不適正な事務の処理である。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>イ 総務課及び知事室の事務処理について</p> <p>実施機関（総務課及び知事室）の説明によると、異議申立てから異議申立てに対する決定までは2年近くを要しており、申出人の「異議申立てから約2年経過して決定書がきた」という主張は事実である。</p> <p>しかし、実施機関は、当該異議申立てについて、上記(2)イ及びウのとおり事務処理を行っており、申出人が主張する「誰かが止めていて放置している」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に特段不適正な点は認められない。</p>
調査委員	井上 隆行、桑波田 和子

情 公 推 第 2 0 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、平成 2 2 年 7 月 7 日付け情公推第 1 1 号- 2 で通知し、同年 9 月 1 日付けで実施した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第 2 7 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案2：平成22年4月9日付け  
決定書番号 H22、4、5 農振1166号  
異議申立てから約2年経過して決定書がきた  
何故時間がかかったのか不明である  
不都合なことは、問題の先送り  
意見照会の手続きが明文化されていない

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

ア 本事案について、苦情の趣旨を苦情申出人（以下「申出人」という。）に確認したところ、申出人の主張要旨は以下のとおりである。

(ア) 異議申立てから約2年経過して決定書がきた。

意見照会の回答が出てもすぐに決定しない、決定に時間がかかる。誰かが止めていて放置している。

(イ) 不都合な情報に対する開示請求については、担当職員が何のことかわからないからと却下決定している。

イ 本事案に係る行政文書開示請求については、実施機関が行った却下処分について、申出人は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てを行い、実施機関は異議申立てについて第三者機関である千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で異議申立てに対する決定を行っている。

上記ア(イ)については、当該却下処分について、すでに審査会の意見を聴いた上で異議申立ての処理を行っているのであるから、情報公開推進会議において再度検証するのは適切ではないため、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。

上記ア(ア)については、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、「誰かが止めていて放置している」と述べているため、実施機関における事務処理について不適正な点はないか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。

ア 誰かが止めていて放置していた事実はないが、異議申立てから決定までに期間を要した一因として、平成20年9月30日付け審査会回答第11号にて回答を受けた当時の担当者が、「実施機関が行った処分は妥当である。」との回答内容から、この事案が完結したものと誤った判断をし、所属長まで供覧を行った後、文書綴りに回答を綴ってしまった期間があった。

イ 異議申立てに対する決定までの経緯は次のとおりである。

申出人から、平成19年12月26日付けの異議申立てを受け、平成20年2月25日付け安農第5454号にて審査会へ意見を照会し、平成20年9月30日付けの回答を受けた。

その後、上記アのとおり処理していたところ、平成21年7月に政策法務課から「平成20年度中に答申のあった不服申立ての進捗状況」の照会を受け、この事案について、異議申立てに対する決定の処理をしていないことに気づいた。

そのため、直ちに検討するとともに関係課との協議を始め、平成22年3月23日に異議申立てに対する決定の起案を行い、翌4月5日に施行した。

なお、申出人へは同日付けで決定書の謄本を送付している。

ウ 本件については、故意に異議申立てに対する決定を出さずに隠ぺいしたり、放置したものではないが、担当者の誤った判断と事務処理の不慣れにより、結果的に事案について、異議申立てに対する決定の処理が遅れたものであり、今後は適切に処理していきたい。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7制定。以下「事務取扱要綱」という。）第5-7（1）により、「担当課（所）は、審査会から答申があったときは、諮問した旨を通知したのに対し答申書の写しを送付するとともに、答申を尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行う。なお、意見についても、これを尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行う。」とされている。

イ 実施機関は、上記(2)のとおり事務処理を行っており、故意に隠ぺいしたり、放置したものではないという実施機関の説明に特段不自然な点はないと認められる。

しかし、事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分理解していなかったことにより、意図的に行ったものではないにしても、結果として一時的に放置してしまったという事実が生じ、異議申立てに対する決定が遅滞してしまったものであり、不適正な事務の処理である。

### 3 千葉県情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

審査会から意見照会に対する回答があったときは、回答を尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行うことが必要である。

実施機関においては、千葉県情報公開条例及び事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分理解し、再発防止に努め、より適正な事務処理を行われたい。

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 3 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 4 月 2 7 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 3 : 平成 2 2 年 4 月 2 7 日付け 故意に対象文書を特定しようとする却下目的の補正要求 ・コンプライアンス欠落 (情報隠し含む) ・情報公開センター窓口で農振が特定できるとして受理しても補正要求 ・農振〇〇さんが特定できる表現であるとしながら別の職員が特定できないとしている。 ・対象文書のリストも示さず、件名を示せとしている。 ・支出伝票を故意に特定しない (まずい文書は隠す)
	2 調査の概要
	平成 2 2 年 4 月 2 7 日 苦情の申出書の受付
	平成 2 2 年 6 月 1 0 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討
	平成 2 2 年 8 月 1 0 日 苦情申出人 (以下「申出人」という。) への書面による調査
	平成 2 2 年 8 月 1 0 日 実施機関 (農村振興課) への書面による調査
	平成 2 2 年 8 月 1 9 日 申出人から調査回答書の受付
	平成 2 2 年 8 月 3 1 日 実施機関 (農村振興課) から調査回答書の受付
	平成 2 2 年 9 月 1 3 日 実施機関 (政策法務課) への書面による調査
	平成 2 2 年 9 月 2 1 日 実施機関 (政策法務課) から調査回答書の受付
平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議	
3 処理結果	
(1) 本事案は、実施機関が行政文書開示請求書の補正を求めたこと及び当該補正に係る情報提供に対する苦情であると認められる。	
(2) 申出人の説明要旨は次のとおりである。 申出人に調査したところ、申出人からは、次のとおり説明があった。 ア 行政文書開示請求書を情報公開窓口の総合窓口 (以下「窓口」という。) に提出する際に、本事案に係る行政文書開示請求書に記載した内容について、窓口の職員から担当課の職員に確認して、行政文書を	

	<p>特定できるとの説明を受けている。</p> <p>イ 当初一部の行政文書の件名しか明らかにしなかった。</p> <p>(3) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。</p> <p>ア 実施機関に調査したところ、農村振興課からは、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄には「H17年度以降の鋸南町への千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）の不正受給についてわかる一切の書類（支出伝票含む）」という実施機関では確認できない申出人の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であることから、補正を求めている。</p> <p>(イ) 過去に申出人に対し「中山間地域等直接支払交付金実施要領及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」を開示していることから、申出人は千葉県中山間地域等直接支払交付金について十分な情報を持っていると考えられ、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から千葉県中山間地域等直接支払交付金に係るすべての行政文書の開示を求めているとは解していない。</p> <p>(ロ) 平成22年4月22日付け農振第131号により申出人に補正を求めた後に、申出人から、「窓口で行政文書は特定できると説明を受けている。」との電話を受け、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容では、行政文書の特定が困難である旨を説明している。</p> <p>(エ) 上記（ロ）のとおり説明した後に、申出人と面談し、千葉県中山間地域等直接支払交付金の返還に係る行政文書の開示を求めているのかと確認したが、明確な回答はなく、申出人から「千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを提供してほしい。」との依頼があった。</p> <p>当該依頼を受けて、千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを申出人に提供しているが、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から当該行政文書のリストを提供したものではない。</p> <p>(オ) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄には申出人の主観に基づく内容が記載されており、支出負担行為支出伝票の開示を求める内容の開示請求ではない。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 窓口では、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から、担当課（所）及び行政文書の保有について確認を行なっている。</p> <p>(イ) 窓口では、提出された行政文書開示請求書に必要事項の記載漏れ等の形式上の不備があるか確認し、形式上の不備があると判断したときは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定による開示の請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対してその箇所の補正を求め、補正の参考となる情報の提供が必要と認められるときは、速やかに関係課（所）に照会する等により情報の提供をする等の対応を行なっている。</p> <p>(ロ) 申出人からは、本事案に係る行政文書開示請求と同様の主観に基づく行政文書開示請求を多く受けていることから、窓口では、申出</p>
--	--

	<p>人の主観に基づく部分を除いた場合に、「千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）」に係る行政文書は農村振興課が保有していることを農村振興課に確認し、申出人に農村振興課を担当課（所）として本事案に係る行政文書開示請求の事務を進めてもらう旨説明している。</p> <p>(4) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 行政文書開示請求書の受付について</p> <p>(7) 実施機関の説明によると、窓口では、提出された行政文書開示請求書の記載事項の確認を行い、形式上の不備があると判断したときは、開示請求者の任意の協力を前提として当該行政文書開示請求書の記載事項について補正を求めているが、申出人は本事案に係る行政文書開示請求と同様の主観に基づく行政文書開示請求を多く行っていることから、本事案に係る行政文書開示請求について、申出人の主観に基づく部分を除いた場合に、「千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）」に係る行政文書は農村振興課が保有していることを農村振興課に確認し、申出人には、農村振興課を担当課（所）として本事案に係る行政文書開示請求の事務を進めてもらう旨説明しているとのことである。</p> <p>(イ) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3-1（1）では、「来訪者の意図を十分確認することにより、求めている情報の内容をできるかぎり具体的に把握」することとされ、事務取扱要綱第3-2（3）イでは、「開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか。又は、知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか。」を確認し、「この際、行政文書の件名又は内容を具体的に記載してもらうため、目録等により検索を行い、必要に応じて、担当課（所）と連絡を取り合い又はその職員の立会いのもと、開示請求をしようとするものに対し、行政文書の特定に資する情報の提供に努める」とされている。</p> <p>(ウ) 申出人が本事案に係る行政文書開示請求書の補正に任意に協力する意思がない旨を表明している場合は別として、窓口において、「開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか」又は申出人が「知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか」を確認し、申出人の主観に基づく部分があり行政文書の特定が困難であると判断した場合には、開示請求の内容を正確に担当課（所）に連絡し、対応すべきであった。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>(エ) なお、行政文書開示請求書を受け付けるときに、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうかを確認していることは、行政文書開示請求書を受け付けた後に、開示請求者に対し補正を求めることを禁止する趣旨であると解することはできない。</p> <p>イ 条例第7条第2項の規定により補正を求めたことについて</p> <p>(7) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容は、実施機関が説明するとおり、申出人の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であると認められる。</p> <p>(イ) 事務取扱要綱第3-3（1）ア及びイにより、必要があれば、開</p>
--	---



	<p>示請求者に開示請求の内容を確認して行政文書の特定を行い、必要に応じ相当の期間を定めてその箇所の補正を求めるとされている。</p> <p>平成22年4月22日付け農振第131号を確認したところ、実施機関において、行政文書開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書の特定することができなかつたため、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものと認められ、「却下目的の補正要求」とは認められない。</p> <p>したがって、平成22年4月22日付け農振第131号により補正を求めたことは、適切な事務処理であったと認められる。</p> <p>ウ 条例第7条第2項の規定による情報の提供について</p> <p>(ア) 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示すことなどをいう。</p> <p>(イ) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容、平成22年4月22日付け農振第131号に記載されている内容及び実施機関が口頭で行った情報提供の内容から、実施機関は、申出人に対し、補正の参考となる情報を提供していると認められる。</p> <p>また、実施機関が申出人に求めた補正の内容について、行政文書の件名のみで回答するよう求めたものとは認められない。</p> <p>(ウ) しかし、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から行政文書の特定は困難であるが、「支出伝票」との記載から、平成22年4月22日付け農振第131号で補正を求めたときに、記載内容に関連する行政文書名として千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る支出負担行為支出伝票についても例示することがより適切であった。</p> <p>(エ) したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	伊藤 さやか、佐藤 晴邦

情公推第22号  
平成22年10月29日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成22年8月10日付け情公推第14号の2及び同年9月13日付け情公推第15号で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案3：平成22年4月27日受付

故意に対象文書を特定しようとせず却下目的の補正要求

- ・コンプライアンス欠落（情報隠し含む）
- ・情報公開センター窓口で農振が特定できるとして受理しても補正要求
- ・農振〇〇さんが特定できる表現であるとしながら別の職員が特定できないとしている。
- ・対象文書のリストも示さず、件名を示せとしている。
- ・支出伝票を故意に特定しない（まずい文書は隠す）

2 調査結果の概要

(1) 本事案は、実施機関が行政文書開示請求書の補正を求めたこと及び当該補正に係る情報提供に対する苦情であると認められる。

(2) 申出人の説明要旨は次のとおりである。

申出人に調査したところ、申出人からは、次のとおり説明があった。

ア 行政文書開示請求書を情報公開窓口の総合窓口（以下「窓口」という。）に提出する際に、本事案に係る行政文書開示請求書に記載した内容について、窓口の職員から担当課の職員に確認して、行政文書を特定できるとの説明を受けている。

イ 当初一部の行政文書の件名しか明らかにしなかった。

(3) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 実施機関に調査したところ、農村振興課からは、次のとおり説明があった。

(ア) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄には「H17年度以降の鋸南町への千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）の不正受給についてわかる一切の書類（支出伝票含む）」という実施機関では確認できない申出人の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であることから、補正を求めている。

(イ) 過去に申出人に対し「中山間地域等直接支払交付金実施要領及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」を開示していることから、申出人は千葉県中山間地域等直接支払交付金について十分な情報を持っていると考えられ、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から千葉県中山間地域等直接支払交付金に係るすべての行政文書の開示を求めているとは解していない。

(ウ) 平成22年4月22日付け農振第131号により申出人に補正を求めた後に、申出人から、「窓口で行政文書は特定できると説明を受け

ている。」との電話を受け、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容では、行政文書の特定が困難である旨を説明している。

- (エ) 上記(ウ)のとおり説明した後に、申出人と面談し、千葉県中山間地域等直接支払交付金の返還に係る行政文書の開示を求めているのかと確認したが、明確な回答はなく、申出人から「千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを提供してほしい。」との依頼があった。

当該依頼を受けて、千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを申出人に提供しているが、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から当該行政文書のリストを提供したものではない。

- (オ) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄には申出人の主観に基づく内容が記載されており、支出負担行為支出伝票の開示を求める内容の開示請求ではない。

イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。

- (ア) 窓口では、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から、担当課(所)及び行政文書の保有について確認を行なっている。

- (イ) 窓口では、提出された行政文書開示請求書に必要事項の記載漏れ等の形式上の不備があるか確認し、形式上の不備があると判断したときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定による開示の請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対してその箇所の補正を求め、補正の参考となる情報の提供が必要と認められるときは、速やかに関係課(所)に照会する等により情報の提供をする等の対応を行なっている。

- (ウ) 申出人からは、本事案に係る行政文書開示請求と同様の主観に基づく行政文書開示請求を多く受けていることから、窓口では、申出人の主観に基づく部分を除いた場合に、「千葉県中山間地域等直接支払交付金等(推進事業含む)」に係る行政文書は農村振興課が保有していることを農村振興課に確認し、申出人に農村振興課を担当課(所)として本事案に係る行政文書開示請求の事務を進めてもらう旨説明している。

- (4) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 行政文書開示請求書の受付について

- (ア) 実施機関の説明によると、窓口では、提出された行政文書開示請求書の記載事項の確認を行い、形式上の不備があると判断したときは、開示請求者の任意の協力を前提として当該行政文書開示請求書の記載事項について補正を求めているが、申出人は本事案に係る行政文書開

示請求と同様の主観に基づく行政文書開示請求を多く行っていることから、本事案に係る行政文書開示請求について、申出人の主観に基づく部分を除いた場合に、「千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）」に係る行政文書は農村振興課が保有していることを農村振興課に確認し、申出人には、農村振興課を担当課（所）として本事案に係る行政文書開示請求の事務を進めてもらう旨説明しているとのことである。

- (イ) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3-1（1）では、「来訪者の意図を十分確認することにより、求めている情報の内容をできるかぎり具体的に把握」することとされ、事務取扱要綱第3-2（3）イでは、「開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか。又は、知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか。」を確認し、「この際、行政文書の件名又は内容を具体的に記載してもらうため、目録等により検索を行い、必要に応じて、担当課（所）と連絡を取り合い又はその職員の立会いのもと、開示請求をしようとするものに対し、行政文書の特定に資する情報の提供に努める」とされている。
  - (ウ) 申出人が本事案に係る行政文書開示請求書の補正に任意に協力する意思がない旨を表明している場合は別として、窓口において、「開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか」又は申出人が「知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか」確認し、申出人の主観に基づく部分があり行政文書の特定が困難であると判断した場合には、開示請求の内容を正確に担当課（所）に連絡し、対応すべきであった。
  - (エ) なお、行政文書開示請求書を受け付けるときに、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうかを確認していることは、行政文書開示請求書を受け付けた後に、開示請求者に対し補正を求めることを禁止する趣旨であると解することはできない。
- イ 条例第7条第2項の規定により補正を求めたことについて
- (ア) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容は、実施機関が説明するとおり、申出人の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であると認められる。
  - (イ) 事務取扱要綱第3-3（1）ア及びイにより、必要があれば、開示請求者に開示請求の内容を確認して行政文書の特定を行い、必要に応じ相当の期間を定めてその箇所の補正を求めるとされている。  
平成22年4月22日付け農振第131号を確認したところ、実施機関において、行政文書開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものと認められ、「却下目的の補正要求」とは

認められない。

したがって、平成22年4月22日付け農振第131号により補正を求めたことは、適切な事務処理であったと認められる。

ウ 条例第7条第2項の規定による情報の提供について

(ア) 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示すことなどをいう。

(イ) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容、平成22年4月22日付け農振第131号に記載されている内容及び実施機関が口頭で行った情報提供の内容から、実施機関は、申出人に対し、補正の参考となる情報を提供していると認められる。

また、実施機関が申出人に求めた補正の内容について、行政文書の件名のみで回答するよう求めたものとは認められない。

(ウ) しかし、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から行政文書の特定は困難であるが、「支出伝票」との記載から、平成22年4月22日付け農振第131号で補正を求めたときに、記載内容に関連する行政文書名として千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る支出負担行為支出伝票についても例示することがより適切であった。

### 3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

(1) 開示請求者が本事案に係る行政文書開示請求書の補正に任意に協力する意思がない旨を表明している場合は別として、窓口において、「開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか」又は開示請求者が「知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか」確認し、開示請求者の主観に基づく部分があり行政文書の特定が困難であると判断した場合には、開示請求の内容を正確に担当課（所）に連絡し、対応すべきである。

(2) 行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から行政文書の特定は困難であるとしても、当該開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載から、補正の参考となる情報として記載内容に関連する行政文書名を例示する場合には、当該行政文書名を慎重に検討すべきである。

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 4 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 5 月 6 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 4 : 平成 2 2 年 5 月 6 日付け H 2 2、4、3 0 付農振 1 7 3 号で対象文書リスト漏レ 故意に文書隠し 1、H 2 2、4、2 2 付農振 1 3 1 号の補正要求の補正で故意にリスト 添付モレ 2、補正要求の補正で故意の文書隠し</p> <p>2 調査の概要 平成 2 2 年 5 月 6 日 苦情の申出書の受付 平成 2 2 年 6 月 1 0 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成 2 2 年 8 月 1 0 日 苦情申出人 (以下「申出人」という。) へ の書面による調査 平成 2 2 年 8 月 1 0 日 実施機関 (農村振興課) への書面による調 査 平成 2 2 年 8 月 1 9 日 申出人から調査回答書の受付 平成 2 2 年 8 月 3 1 日 実施機関 (農村振興課) から調査回答書の 受付 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、実施機関が行政文書開示請求書の補正を求めたこと及び当 該補正に係る情報提供に対する苦情であると認められる。 (2) 申出人の説明要旨は次のとおりである。 申出人に調査したところ、申出人からは、次のとおり説明があった。 ア 平成 2 2 年度分のリストが添付されていなかった。 イ 担当課に対象文書が特定できるような表現となっているか確認して いるのに、担当課では補正要求の職権濫用をしている。 (3) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 実施機関に調査したところ、農村振興課からは、次のとおり説明が あった。 ア 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又 は内容欄には「H 1 7 年度以降の鋸南町への千葉県中山間地域等直接</p>
------	---

	<p>支払交付金等（推進事業含む）の不正受給についてわかる一切の書類（支出伝票含む）」という実施機関では確認できない申出人の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であることから、補正を求めている。</p> <p>イ 過去に申出人に対し開示している行政文書から、千葉県中山間地域等直接支払交付金について、申出人は十分な情報を持っていると考えており、また、本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から千葉県中山間地域等直接支払交付金に係るすべての行政文書の開示を求められているとは解していないことから、平成22年4月22日付け農振第131号に千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストは添付していない。</p> <p>ウ 平成22年4月30日付け農振第173号については、申出人の「千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを提供してほしい。」との求めに応じて、平成17年度から平成21年度までの千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを申出人に提供したものであるが、本事案に係る行政文書開示請求書が提出された平成22年度の千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付していなかった。</p> <p>平成17年度から平成21年度までの千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを提供することから、平成22年度の千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストは用意していなかったが、申出人の「平成22年度についても行政文書のリストを提供してほしい。」との求めに応じて、平成22年度の千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを申出人に提供している。</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載内容及び実施機関が補正を求めた場合の申出人からの回答書の記載内容から、行政文書が特定できる場合には開示決定又は部分開示決定を行っており、故意に文書を隠した事実はない。</p> <p>(4) 千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 実施機関が補正を求めたことについて</p> <p>(ア) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容は、実施機関が説明するとおり、申出人の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であると認められる。</p> <p>(イ) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3（1）ア及びイにより、必要があれば、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定による開示の請求をしたものに開示請求の内容を確認して行政文書の特定を行い、必要に応じ相当の期間を定めてその箇所の補正を求めるとされている。</p> <p>平成22年4月22日付け農振第131号を確認したところ、実施機関において、行政文書開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものと認められる。</p> <p>したがって、平成22年4月22日付け農振第131号により補正を求めたことは、適切な事務処理であったと認められる。</p> <p>イ 条例第7条第2項の規定による情報の提供について</p>
--	--



	<p>(ア) 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示すことなどをいう。</p> <p>(イ) 本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から、該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示すことは困難であると認められる。したがって、平成22年4月22日付け農振第131号に千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付すべきとは認められず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p> <p>(ウ) 平成22年4月30日付け農振第173号には、申出人の求めに応じて平成17年度から平成21年度までの千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付していること及び本事案に係る行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から、平成22年4月30日付け農振第173号に平成22年度の千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付すべきとまでは認められず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p> <p>ウ 以上のとおり、実施機関が申出人に補正を求めたこと、その際に行政文書のリストを添付しなかったこと及び平成22年4月30日付け農振第173号に平成22年度の千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る行政文書のリストを添付しなかったことに不適正な点は認められない。</p>
調査委員	伊藤 さやか、佐藤 晴邦

第 4 号様式 (第 9 条 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 6 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 5 月 6 日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容                  (H 2 2) 苦情事案 5 : 平成 2 2 年 5 月 6 日付け                  都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく                  文書保管の規定が守られていない                  異議申立ての答申や意見が戻ってくるまでに異議申立て関係の書類を破棄することが常習となっている</p> <p>2 調査の概要                  平成 2 2 年 5 月 6 日 苦情の申出書の受付                  平成 2 2 年 7 月 7 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討                  平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果                  (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書 (以下「申出書」という。) から千葉県行政文書管理規則 (平成 1 3 年千葉県規則第 3 0 号。以下「規則」という。) 第 1 0 条第 1 項に規定する行政文書の保存期間が守られていないため、開示の対象となる行政文書が本来の保存期間経過前に廃棄されてしまい、開示されなくなるおそれがあることに対する苦情であると認められる。                  (2) 苦情を申し出た者は、平成 2 0 年 5 月 3 0 日付け総第 3 5 7 号の起案用紙の写し (以下「本件文書」という。) を申出書に添付しており、本件文書の件名は「異議申立てに対する決定に係る意見について (照会)」であり、保存期間は 3 年と記載されている。                  (3) 規則第 1 0 条第 1 項には「行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、長期、1 0 年、5 年、3 年、2 年及び 1 年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、当該行政文書による事務の処理が終わった日の翌日とする。」と規定する。                  また、規則別表には行政行為、行政事務一般について保存期間が定められており、訴訟及び行政不服審査に関する文書で重要なものは長期、訴訟及び行政不服審査に関する文書は 1 0 年、訴訟及び行政不服審査に関する文書で軽易なものは 5 年となっている。</p>
------	---

	<p>(4) 情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 本件文書の件名から、その内容は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づきなされた開示請求に対する却下決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがなされたため、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の3(3)ウ(イ)の規定に基づき、実施機関（総務課）が千葉県情報公開審査会へ意見照会を行うための起案文書である、と認められる。</p> <p>イ そして、上記（3）のとおり、規則別表には「訴訟及び行政不服審査に関する文書」という規定があり、本件文書は行政不服審査に関する文書である と認められるのであるから、その保存期間は軽易なものでも5年としなければならず、実施機関の設定した保存期間は適当とは認められないため、その事務は不適正なものである。</p> <p>ウ なお、実施機関においては、当該申出書を受けたことから規則の規定に基づき本件文書の保存期間を10年に訂正していることが確認された。</p> <p>エ また、実施機関では、平成10年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出書に記載された「都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく」という事実については認められないが、申出人にそのように受け止められても仕方のない事務処理であり、今後は十分注意されたい。</p> <p>オ 上記のとおり、実施機関の行った事務は適正であるとは認められないため、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	菅野委員、澤田委員

情 公 推 第 2 5 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要があると認められたので、千葉県情報公開条例第 2 7 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

苦情処理結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案5：平成22年5月6日付け

都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく

文書保管の規定が守られていない

異議申立ての答申や意見が戻ってくるまでに異議申立て関係の書類を破棄することが常習となっている

2 調査結果の概要

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書（以下「申出書」という。）から千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号。以下「規則」という。）第10条第1項に規定する行政文書の保存期間が守られていないため、開示の対象となる行政文書が本来の保存期間経過前に廃棄されてしまい、開示されなくなるおそれがあることに対する苦情であると認められる。

(2) 苦情を申し出た者は、平成20年5月30日付け総第357号の起案用紙の写し（以下「本件文書」という。）を申出書に添付しており、本件文書の件名は「異議申立てに対する決定に係る意見について（照会）」であり、保存期間は3年と記載されている。

(3) 規則第10条第1項には「行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、長期、10年、5年、3年、2年及び1年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、当該行政文書による事務の処理が終わった日の翌日とする。」と規定する。

また、規則別表には行政行為、行政事務一般について保存期間が定められており、訴訟及び行政不服審査に関する文書で重要なものは長期、訴訟及び行政不服審査に関する文書は10年、訴訟及び行政不服審査に関する文書で軽易なものは5年となっている。

(4) 情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本件文書の件名から、その内容は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づきなされた開示請求に対する却下決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがなされたため、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の3(3)ウの規定に基づき、実施機関（総務課）が千葉県情報公開審査会へ意見照会を行うための起案文書である、と認められる。

イ そして、上記(3)のとおり、規則別表には「訴訟及び行政不服審査に関する文書」という規定があり、本件文書は行政不服審査に関する文書であると認められるのであるから、その保存期間は軽易なものでも5年としなければならない、実施機関の設定した保存期間は適当とは認めら

れないため、その事務は不適正なものである。

ウ なお、実施機関においては、当該申出書を受けたことから規則の規定に基づき本件文書の保存期間を10年に訂正していることが確認された。

エ また、実施機関では、平成10年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出書に記載された「都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく」という事実については認められないが、申出人にそのように受け止められても仕方のない事務処理であり、今後は十分注意されたい。

### 3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

- (1) 行政文書開示の適正かつ円滑な実施のために、行政文書は適正に管理されている必要があり、その保存期間の種別についても行政文書の取扱い等を十分考慮し、設定しなければならないものである。
- (2) 実施機関（総務課）は、規則第10条第1項別表に規定された保存期間について十分理解するとともに、所属内でコンプライアンス意識向上のための研修等具体的な再発防止策を検討し、行政文書の管理に係る事務の適正な処理に努められたい。
- (3) さらに、実施機関（政策法務課）は、全所属に対し、千葉県行政文書管理規則の周知徹底と再発防止のための注意喚起を行うべきである。

第 4 号様式 (第 9 条 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 8 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 6 月 7 日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容                  (H 2 2) 苦情事案 6 : 平成 2 2 年 6 月 7 日付け                  情報公開の異議申立ての決定書の保存期間が守られていない                  1 0 年保存を 1 年や 3 年や 5 年保存としている                  1、県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう決裁時共謀                  2、情報公開センターから各課へ配布している「情報公開事務の手引き」が有効に利用されていない</p> <p>2 調査の概要                  平成 2 2 年 6 月 7 日 苦情の申出書の受付                  平成 2 2 年 7 月 7 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討                  平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果                  (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書(以下「申出書」という。)から千葉県行政文書管理規則(平成 1 3 年千葉県規則第 3 0 号。以下「規則」という。)第 1 0 条第 1 項に規定する行政文書の保存期間が守られていないため、開示の対象となる行政文書が本来の保存期間経過前に廃棄されてしまい、開示されなくなるおそれがあることに対する苦情であると認められる。                  (2) 苦情を申し出た者は、平成 2 2 年 4 月 2 7 日付けの自己情報開示請求書において、「H 1 7 以降の異議申立ての決定書の決裁書で保存期間が 1 0 年でない決裁書及び 1 0 年でなくてよい根拠についてわかる書類」について知事部局の全課を対象とする開示請求を行っている。                  (3) その結果、実施機関(総務課、市町村課、健康福祉指導課及び農村振興課)において、異議申立てに係る決定書の保存期間が 1 0 年となっていない決裁文書(以下「本件文書」という。)を保有していたため、それぞれ開示決定を行った。                  なお、本件文書は総務課が 3 件、市町村課が 6 件、健康福祉指導課が 5 件、農村振興課が 2 件保有しており、保存期間はそれぞれ 3 年、5 年、1 年、1 年と記載されていた。</p>
------	---

	<p>(4) 規則第10条第1項には「行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、長期、10年、5年、3年、2年及び1年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、当該行政文書による事務の処理が終わった日の翌日とする。」と規定する。</p> <p>また、規則別表には行政行為、行政事務一般について保存期間が定められており、訴訟及び行政不服審査に関する文書で重要なものは長期、訴訟及び行政不服審査に関する文書は10年、訴訟及び行政不服審査に関する文書で軽易なものは5年となっている。</p> <p>(5) 情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 本件文書の件名から、その内容は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づきなされた開示請求に対する開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがなされたため、条例第20条第2項の規定に基づき、実施機関が当該不服申立てに対する決定を行うための起案文書である、と認められる。</p> <p>イ そして、上記（4）のとおり、規則別表には「訴訟及び行政不服審査に関する文書」という規定があり、本件文書は行政不服審査に関する文書であると認められるのであるから、その保存期間は軽易なものでも5年としなければならず、実施機関（総務課、健康福祉指導課及び農村振興課）の設定した保存期間は適当とは認められないため、その事務は不適正なものである。</p> <p>ウ なお、当該申出書を受けたことから総務課、健康福祉指導課及び農村振興課においては、規則の規定に基づき本件文書の保存期間を10年に訂正していることが確認され、市町村課においては、改めて本件文書の保存期間について検討した結果、保存期間を10年に修正したとのことである。</p> <p>エ また、総務課では平成10年度以降、健康福祉指導課では平成11年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出人の「県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう決裁時共謀」という主張は認められない。</p> <p>オ 一方、農村振興課においては本件文書以前に開示請求に係る異議申立てがなされていないことから、上記エと同様には文書を確認することができないが、本件文書は情報公開に関する文書であるとの認識から、他の情報公開に関する文書とともに保存期間を1年に設定したとのことである。</p> <p>カ しかし、これらの事務処理は申出人が主張するように受け止められても仕方がないものであり、今後の事務処理については十分注意されたい。</p> <p>キ 上記のとおり、実施機関（総務課、健康福祉指導課及び農村振興課）の行った事務は適正であるとは認められないため、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	菅野委員、澤田委員



情 公 推 第 2 7 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要があると認められたので、千葉県情報公開条例第 2 7 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

苦情処理結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案6：平成22年6月7日付け

情報公開の異議申立ての決定書の保存期間が守られていない

10年保存を1年や3年や5年保存としている

1、県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう決裁時共謀

2、情報公開センターから各課へ配布している「情報公開事務の手引き」が有効に利用されていない

2 調査結果の概要

(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書（以下「申出書」という。）から千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号。以下「規則」という。）第10条第1項に規定する行政文書の保存期間が守られていないため、開示の対象となる行政文書が本来の保存期間経過前に廃棄されてしまい、開示されなくなるおそれがあることに対する苦情であると認められる。

(2) 苦情を申し出た者は、平成22年4月27日付けの自己情報開示請求書において、「H17以降の異議申立ての決定書の決裁書で保存期間が10年でない決裁書及び10年でなくてよい根拠についてわかる書類」について知事部局の全課を対象とする開示請求を行っている。

(3) その結果、実施機関（総務課、市町村課、健康福祉指導課及び農村振興課）において、異議申立てに係る決定書の保存期間が10年となっていない決裁文書（以下「本件文書」という。）を保有していたため、それぞれ開示決定を行った。

なお、本件文書は総務課が3件、市町村課が6件、健康福祉指導課が5件、農村振興課が2件保有しており、保存期間はそれぞれ3年、5年、1年、1年と記載されていた。

(4) 規則第10条第1項には「行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、長期、10年、5年、3年、2年及び1年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、当該行政文書による事務の処理が終わった日の翌日とする。」と規定する。

また、規則別表には行政行為、行政事務一般について保存期間が定められており、訴訟及び行政不服審査に関する文書で重要なものは長期、訴訟及び行政不服審査に関する文書は10年、訴訟及び行政不服審査に関する文書で軽易なものは5年となっている。

(5) 情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本件文書の件名から、その内容は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づきなされた開示請求に対する開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがなされたため、条例第20条第2項の規定

に基づき、実施機関が当該不服申立てに対する決定を行うための起案文書である、と認められる。

イ そして、上記（４）のとおり、規則別表には「訴訟及び行政不服審査に関する文書」という規定があり、本件文書は行政不服審査に関する文書であると認められるのであるから、その保存期間は軽易なものでも５年としなければならず、実施機関（総務課、健康福祉指導課及び農村振興課）の設定した保存期間は適当とは認められないため、その事務は不適正なものである。

ウ なお、当該申出書を受けたことから総務課、健康福祉指導課及び農村振興課においては、規則の規定に基づき本件文書の保存期間を１０年に訂正していることが確認され、市町村課においては、改めて本件文書の保存期間について検討した結果、保存期間を１０年に修正したとのことである。

エ また、総務課では平成１０年度以降、健康福祉指導課では平成１１年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出人の「県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう決裁時共謀」という主張は認められない。

オ 一方、農村振興課においては本件文書以前に開示請求に係る異議申立てがなされていないことから、上記エと同様には文書を確認することができないが、本件文書は情報公開に関する文書であるとの認識から、他の情報公開に関する文書とともに保存期間を１年に設定したとのことである。

カ しかし、これらの事務処理は申出人が主張するように受け止められても仕方のないものであり、今後の事務処理については十分注意されたい。

### 3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

（１）行政文書開示の適正かつ円滑な実施のために、行政文書は適正に管理されている必要があり、その保存期間の種別についても行政文書の取扱い等を十分考慮し、設定しなければならないものである。

（２）実施機関（総務課、健康福祉指導課及び農村振興課）は、規則第１０条第１項別表に規定された保存期間について十分理解するとともに、所属内でコンプライアンス意識向上のための研修等具体的な再発防止策を検討し、行政文書の管理に係る事務の適正な処理に努められたい。

（３）さらに、実施機関（政策法務課）は、全所属に対し、千葉県行政文書管理規則の周知徹底と再発防止のための注意喚起を行うべきである。

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 9 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一 照

平成 2 2 年 6 月 1 4 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 7 : 平成 2 2 年 6 月 1 4 日付け 開示請求を県警情報公開センターの窓口で請求書を提出すると 2 時間かかる。 担当所属の担当者が条例がよくわからないと言っている。 何かと時間をかけすぎる。 担当者会議で情報公開の事務取扱要綱を県警職員全員に徹底するようにしていない (条例を理解しないで仕事をしている) 。</p> <p>2 調査の概要 平成 2 2 年 6 月 1 4 日 苦情の申出書の受付 平成 2 2 年 7 月 2 3 日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成 2 2 年 9 月 1 日 実施機関 (広報県民課) への書面による調査 平成 2 2 年 9 月 1 0 日 実施機関 (広報県民課) から調査回答書の受付 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者 (以下「申出人」という。) からの書面及び口頭による説明により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 行政文書開示請求書 (平成 2 1 年 1 2 月 7 日付け收受第 5 2 号) を受け付けるに当たって、次に掲げる理由から当該請求書を受け付けるまでに時間を要したこと。 (ア) 不正会計処理がわかる書類の一覧表を示すよう求めたにもかかわらず、これを示さなかったこと。 (イ) 担当所属である総務部会計課ではなく総合窓口である同部広報県民課で、行政文書を特定できる程度に把握できるまで、当該請求書を受け付けなかったこと。 イ 不正会計処理がわかる書類の一覧表の開示を請求すれば開示すると実施機関が発言したにもかかわらず、千葉県情報公開条例 (平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号) 第 1 2 条第 2 項の規定により、開示請求に係る行政文書を保有していないとして、開示をしない旨の決定がされたこと。</p>
------	---

	<p>ウ 当該決定において、当該請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の「2、上記1のための書類リスト」との記載は、経理問題特別調査に係る追加調査（需要費、賃金、旅費、委託料、使用料及び賃借料）の様式1（需用費に関する調査票。以下「追加調査の様式1」という。）に該当すると指摘したところ、当該決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをするより、追加調査の様式1について開示の請求をした方が追加調査の様式1を早く見ることができると実施機関に言われ、開示の請求をさせられたこと。</p> <p>エ 実施機関が当該調査の様式2（支出伝票をもとにした確認表）を保有していると申出人は確認しているが、実施機関は保有していないと発言したこと。</p> <p>オ 実施機関が、「条例がよくわからない」、「行政法や住民監査請求なんて知っていなくてもかまわないとして仕事をしている」及び「情報公開条例なんて関係ない。そこまでなぜ覚えていなければならないのか」と発言したこと。</p> <p>(2) 実施機関の説明は次のとおりである。</p> <p>上記(1)に掲げる苦情は、行政文書開示請求書（平成21年12月7日付け收受第52号）及び行政文書開示請求書（平成22年4月6日付け收受第14号）が提出された時点における窓口の対応に係るものであり、次のとおり説明する。</p> <p>ア 行政文書開示請求書（平成21年12月7日付け收受第52号）について</p> <p>(ア) 当該請求書を受け付けるに当たって、総合窓口及び担当所属で協力しながら、申出人に対応を行った。</p> <p>当該請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄には、「不正会計処理に対してどうしたのか」及び「住民監査請求の証拠書類が対象」と記載されていた。</p> <p>この記載では、開示を請求する行政文書が不明であったこと、住民監査請求に係る事務は所掌していないことから、不正会計処理がわかる書類の一覧表等開示の請求の対象となる行政文書に係る情報を提供することは困難であり、開示を請求する行政文書を特定できる程度に把握できるまで、申出人に対応を行った。</p> <p>(イ) 当該請求における本事案に係る対応の結果は、次のとおりである。</p> <p>a 当該請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄に、「2、上記1のための書類リスト」を開示するよう請求が追加されたこと。</p> <p>b 追加された記載については、不正会計処理がわかる書類の一覧表を請求するものであること。</p> <p>c 不正会計処理がわかる文書名を列記した一覧表があればそれを特定することを申出人が了解したこと。</p> <p>(ウ) 不正会計処理がわかる文書名を列記した一覧表の保有の有無を確認したが、保有していなかった。そこで、開示請求に係る行政文書を作成したことがないため、保有していないとして、千葉県情報公開条例第12条第2項の規定により行政文書不開示決定書（平成21年12月25日付け会発第9号）で開示をしない旨の決定をした。</p> <p>イ 行政文書開示請求書（平成22年4月6日付け收受第14号）について</p>
--	---

	<p>(ア) 上記(1)ウの指摘に対して、申出人が開示の請求を行ったのは、不正会計処理がわかる文書名を列記した一覧表である。これに対し、追加調査の様式1は不適正経理の調査対象となった法人ごとに作成され、当該法人に対する個別の支出の適正、不適正を検証した一覧表である。したがって、追加調査の様式1は不正会計処理がわかる文書名を列記した一覧表と異なるため、特定しなかったと申出人に説明した。</p> <p>(イ) その後、行政文書開示請求書（平成22年4月6日付け收受第14号）の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を次に掲げる事項とする開示の請求が行われた。</p> <p>ア 「県監査委員へ提出した平成20年度不正会計処理にかかる調査結果報告書（様式1～4含む）」</p> <p>イ 「県特別監察室へ提出した平成15～20年度不正会計処理にかかる調査結果報告書（様式1～5含む）」</p> <p>(ウ) 当該請求のうち、次に掲げる行政文書は保有していないことから不開示決定を行うことで申出人に了解を得た。</p> <p>ア 県監査委員へ提出した平成20年度不正会計処理にかかる調査結果報告書の様式2及び4</p> <p>イ 県特別監察室へ提出した平成15～20年度不正会計処理にかかる調査結果報告書の様式5</p> <p>(エ) この対応において、行政文書開示請求書（平成21年12月7日付け收受第52号）に対する開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをするより、追加調査の様式1について開示の請求をした方が追加調査の様式1を早く見ることができると発言していない。</p> <p>ウ 実施機関では、千葉県警察の組織に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第15号）に基づき定められた事務を所掌しており、総合窓口及び担当所属が所掌事務以外について法令を細部にわたるまで承知しているわけではなく、それについて答えることは困難である。</p> <p>本事案に係る窓口における対応において、「条例がよくわからない」、「行政法や住民監査請求なんて知っていてもかまわないとして仕事をしている」及び「情報公開条例なんて関係ない。そこまでなぜ覚えていなければならないのか」と発言していない。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)ア(ア)について</p> <p>公安委員会及び警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成14年3月29日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3の2(3)イ(イ)により、目録等により検索を行い、行政文書の特定に資する情報の提供に努めるとされている。</p> <p>申出人は実施機関に対し不正会計処理がわかる書類の一覧表を示すよう求めている。</p> <p>この求めに対し次に掲げる情報を提供することができると考えられるので、次のとおり検討する。</p> <p>(ア) 千葉県財務規則の運用について（通達）（昭和60年12月2日制定）第133条（収入の証拠書類）及び第134条（支出の証拠書類）関係の証拠書類目次</p> <p>(イ) 追加調査の様式1</p> <p>上記(ア)については、同通達第133条（収入の証拠書類）及び第134条（支出の証拠書類）関係により、収入及び支出に関する証拠</p>
--	---

書類の保管は、証拠書類目次により編冊し保管することとされており、証拠書類目次は不正会計処理だけでなく、適正に行われた会計処理についても簿冊に付される。したがって、実施機関が申出人に対し証拠書類目次を提供したとしても、行政文書の特定に資したとはいえない。

上記(イ)については、実施機関の説明によれば、追加調査の様式1に記載された内容は、平成21年12月18日の経理問題特別調査結果報告書【追加調査分】の公表に向けて調整を図っていた行政文書であるということである。行政文書開示請求書（平成21年12月7日付け收受第52号）の提出があった時点では、追加調査の様式1を提供することができなかったとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、不正会計処理がわかる書類の一覧表を示さなかったことから当該請求書を受け付けるまでに時間を要したことに係る実施機関の事務に不適正な点は認められない。

イ 上記(1)ア(イ)について

事務取扱要綱第2の3(1)エにより、担当所属の行政文書に係る開示請求書の受付は総合窓口で行う事務とされている。

そして、事務取扱要綱第3の2(3)イ(イ)により、必要に応じて、担当所属長の職員の立会いのもと、開示請求をしようとするものに対し、行政文書の件名又は内容を具体的に記載していただいているとされている。

実施機関の説明によると、本事案においては、担当所属長の職員の立会いのもと協力を得て、総合窓口で受付を行っている。これは、開示を請求したい行政文書を十分に把握しないまま、開示請求書を受け付けることを未然に防止し、開示を請求したい行政文書を正確に把握し、開示の請求の対象となる行政文書を特定し、もって速やかな開示決定等を図り申出人の利便に資するためと考えられ、実施機関の事務は適正であると認められる。

ウ 上記(1)イについて

申出人の説明によると、不正会計処理がわかる書類の一覧表の開示を請求すれば開示すると実施機関が発言したということであるが、実施機関の説明によると、不正会計処理がわかる文書名を列記した一覧表があればそれを特定することを申出人が了解したということである。

このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、当該部会でどちらの説明によるともいえない。当該部会で判断できることは、この苦情は、申出人及び実施機関で意思の疎通が十分に図られなかったため申出があったと考えられることであり、申出人及び実施機関は十分に意思の疎通を図るよう努められたい。

エ 上記(1)ウについて

申出人は、上記(1)ウのとおり実施機関に言われ、開示の請求をさせられたと説明し、実施機関は、上記(2)イ(エ)のとおり発言はなく、申出人が開示請求権を行使して請求したと説明する。

このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、当該部会でどちらの説明によるともいえない。当該部会で判断できることは、この苦情は、申出人及び実施機関で意思の疎通が十分に図られなかったため申出があったと考えられることであり、申出人及び実施機関は十分に意思の疎通を

	<p>図るよう努められたい。</p> <p>オ 上記(1)エについて</p> <p>申出人の説明によると、申出人は調査委員に対し様式2は千葉県総務部総務課特別監察室が提出したものであり、現にそれを見て確認しているが、実施機関はこれを保有していないと発言したということである。</p> <p>実施機関の説明によると、実施機関が申出人に対し保有していないと発言した様式2は、千葉県監査委員に提出した定期監査・決算審査（追加調査）の様式2（支出伝票をもとにした確認表）である。同室に提出した経理問題特別調査に係る追加調査（需要費、賃金、旅費、委託料、使用料及び賃借料）の様式2（支出伝票をもとにした確認表）は保有しているため、保有していないとは発言していないということである。</p> <p>このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、当該部会でどちらの説明によるともいえない。当該部会で判断できることは、この苦情は、申出人及び実施機関で意思の疎通が十分に図られなかったため申出があったと考えられることであり、申出人及び実施機関は十分に意思の疎通を図るよう努められたい。</p> <p>カ 上記(1)オについて</p> <p>申出人は発言があったと説明し、実施機関は発言がなかったと説明する。</p> <p>このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、当該部会でどちらの説明によるともいえない。申出人に対しこのように受け止められる発言があったとすれば問題であり、実施機関は発言に注意するようにされたい。</p>
調査委員	井上 隆行、橋本 安弘



第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 0 号  
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一 照

平成 2 2 年 6 月 2 1 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 8 : 平成 2 2 年 6 月 2 1 日付け 本部長の個人の名前の記載を強要。 不要な本部長名 (個人名) の記載しないと収受しないと強要。 個人名を記載させるのは上から目線 (知らしめず与らしむべしの対応) 。</p> <p>2 調査の概要 平成 2 2 年 6 月 2 1 日 苦情の申出書の受付 平成 2 2 年 7 月 2 3 日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成 2 2 年 9 月 1 日 実施機関 (広報県民課) への書面による調査 平成 2 2 年 9 月 1 0 日 実施機関 (広報県民課) から調査回答書の受付 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者 (以下「申出人」という。) からの書面及び口頭による説明により、本部長の個人の名前を記載しなければ収受しないと発言があったことに対する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 総合窓口にて備え付けられた行政文書開示請求書は、本部長の氏名を記載すべきものとして、「千葉県警察本部長」及び「様」の間が空欄である。この空欄に申出人は「(船東署分)」と記載したことから、記載すべき本部長の氏名の記載を求めた。申出人は本部長の氏名を記載しなかったが、行政文書開示請求書は収受した。この対応において、本部長の個人の名前を記載しなければ収受しないと発言していない。 (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 申出人は発言があったと説明し、実施機関は発言がなかったと説明する。 このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、当該部会でどちらの説明によるともいえない。申出人に対しこのように受け止められる発言があったとすれば問題であり、実施機関は発言に注意するようにされたい。</p>
<p>調査委員</p>	<p>井上 隆行、橋本 安弘</p>

## 第4号様式 (第9条第1項)

## 処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 2 号  
平成23年1月19日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成22年8月19日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H22) 苦情事案9 : 平成22年8月19日付け 不開示部分を黒ヌリせず白ヌリ (H22、7、28付県生402号) マスキング方法が県生だけ白ヌリ (コピーすると何も写らない) 何を不開示にするのか不明となる。 (白ヌリだと情報があるのかないのか不明である)</p> <p>2 調査の概要 平成22年8月19日 苦情の申出書の受付 平成22年10月1日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成22年10月22日 実施機関(県民生活課)への書面による調査 平成22年11月12日 実施機関(県民生活課)から調査回答書の受付 平成22年12月20日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、実施機関が行政文書部分開示決定を行った行政文書のマスキング方法に対する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。 ア 県民生活課では、平成22年7月27日付けで、苦情の対象となった開示請求に係る行政文書を特定し、部分開示を決定する旨の起案を行った。 平成22年7月28日付け県生第402号行政文書部分開示決定通知書及び苦情の対象となった開示請求に係る行政文書を複写したものに修正テープを使用して不開示情報をマスキングし再度複写したものを総合窓口である政策法務課へ提出している。 イ 平成22年8月19日に開示を実施した際に、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)から「マスキングの方法が白塗りでは、情報があるかないか分からない。」との発言があった。 修正テープの色が白色であるため、複写した際に修正テープにより</p>
------	---

マスキングした部分が分かりづらくなっており、申出人は、このことを「マスキングの方法が白塗り」としている。

県民生活課の担当職員は、修正テープを使用して不開示情報のマスキングを行っているが、不開示情報が記録されている箇所を分からなくすることを意図したものではないと説明をしたが、申出人は、「意図的ではないことは分かったが、再発防止のため苦情の申出をする。」と発言され、本件苦情の内容が記載された情報公開事務に係る苦情の申出書を提出されている。

ウ 開示を実施するためのマスキングについては、不開示情報が記録されている箇所を覆い隠すことが目的であると考え、不開示情報については、修正テープを使用することによっても、覆い隠すことはできると判断した。

エ 申出人は「何を不開示にするのか不明となる。」と主張しているが、開示を実施した行政文書に記録されている不開示情報の内容については、平成22年7月28日付け県生第402号行政文書部分開示決定通知書に明示しており、どのような情報が不開示情報となっているのかについては、明らかにしている。

オ 苦情の対象となった開示請求に係る行政文書を複写したものに修正テープを使用して不開示情報をマスキングし、再度複写して開示を実施するための行政文書の写しを作成したため、申出人が閲覧した行政文書のどの箇所に不開示情報が記録されているのかが、分かりにくくなっていた。

本件苦情の対象となった開示の実施について、不開示部分を明記した行政文書部分開示決定通知書により部分開示の内容を通知しているが、開示を実施するに当たり、行政文書のどの箇所に不開示とされた情報が記録されているのか、分かりにくくなっていることは事実であり、開示を実施する事務が適切ではなかったものであると認識している。

カ 今後、このような事務の処理を行うことがないよう、事務手続を進めることとしている。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 部分開示の方法について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第4-1（3）ア（ア）では、不開示部分と開示部分とが別のページに記録されているときは、「取りはずしのできるものは、不開示部分を取りはずして開示を行う。なお、この場合、不開示部分があることを説明するなどして明確に示す。」とし、事務取扱要綱第4-1（3）イでは、「不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときは、原本を複写したものにマスキング等を施し、再度複写する。」としている。

イ 事務取扱要綱では、不開示部分と開示部分とが別のページに記録されている場合について、開示を実施するに当たり、「開示請求者に不開示部分があることを説明するなどして明確に示す」としていることから、不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときにおいても、開示請求者に不開示部分があることを説明するなどして明確に示す趣旨であると解することが相当である。

ウ 実施機関が作成した開示を実施するための行政文書の写しでは、申出人が主張するとおり、不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分がある。

	<p>エ 開示を実施するための行政文書の写しを閲覧しただけでは不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分について、実施機関は申出人に説明を求められてから当該行政文書の不開示情報が記録されている箇所を示していることから、実施機関が行った不開示情報が記録されている箇所が識別できない事務の処理は適正を欠くものである。</p> <p>オ したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	伊藤 さやか、藤井 公雄

情公推第41号

平成23年1月19日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成22年10月22日付け情公推第32号で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案9：平成22年8月19日日受付  
不開示部分を黒ヌリせず白ヌリ  
(H22、7、28付県生402号)  
マスキング方法が県生だけ白ヌリ  
(コピーすると何も写らない)  
何を不開示にするのか不明となる。  
(白ヌリだと情報があるのかないのか不明である)

2 調査結果の概要

- (1) 本事案は、実施機関が行政文書部分開示決定を行った行政文書のマスキング方法に対する苦情であると認められる。
- (2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。

ア 県民生活課では、平成22年7月27日付けで、苦情の対象となった開示請求に係る行政文書を特定し、部分開示を決定する旨の起案を行った。

平成22年7月28日付け県生第402号行政文書部分開示決定通知書及び苦情の対象となった開示請求に係る行政文書を複写したものに修正テープを使用して不開示情報をマスキングし再度複写したものを総合窓口である政策法務課へ提出している。

イ 平成22年8月19日に開示を実施した際に、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）から「マスキングの方法が白塗りでは、情報があるかないか分からない。」との発言があった。

修正テープの色が白色であるため、複写した際に修正テープによりマスキングした部分が分かりづらくなっており、申出人は、このことを「マスキングの方法が白塗り」としている。

県民生活課の担当職員は、修正テープを使用して不開示情報のマスキングを行っているが、不開示情報が記録されている箇所を分からなくすることを意図したものではないと説明をしたが、申出人は、「意図的ではないことは分かったが、再発防止のため苦情の申出をする。」と発言され、本件苦情の内容が記載された情報公開事務に係る苦情の申出書を提出されている。

ウ 開示を実施するためのマスキングについては、不開示情報が記録されている箇所を覆い隠すことが目的であると考え、不開示情報については、修正テープを使用することによっても、覆い隠すことはできると判断した。

エ 申出人は「何を不開示にするのか不明となる。」と主張しているが、開示を実施した行政文書に記録されている不開示情報の内容については、平成22年7月28日付け県生第402号行政文書部分開示決定通知書に明示しており、どのような情報が不開示情報となっているのかについては、明らかにしている。

オ 苦情の対象となった開示請求に係る行政文書を複写したものに修正テープを使用して不開示情報をマスキングし、再度複写して開示を実施するための行政文書の写しを作成したため、申出人が閲覧した行政文書のどの箇所にも不開示情報が記録されているのかが、分かりにくくなっていた。

本件苦情の対象となった開示の実施について、不開示部分を明記した行政文書部分開示決定通知書により部分開示の内容を通知しているが、開示を実施するに当たり、行政文書のどの箇所にも不開示とされた情報が記録されているのか、分かりにくくなっていることは事実であり、開示を実施する事務が適切ではなかったものであると認識している。

カ 今後、このような事務の処理を行うことがないように、事務手続を進めることとしている。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 部分開示の方法について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第4-1（3）ア（ア）では、不開示部分と開示部分とが別のページに記録されているときは、「取りはずしのできるものは、不開示部分を取りはずして開示を行う。なお、この場合、不開示部分があることを説明するなどして明確に示す。」とし、事務取扱要綱第4-1（3）イでは、「不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときは、原本を複写したものにマスキング等を施し、再度複写する。」としている。

イ 事務取扱要綱では、不開示部分と開示部分とが別のページに記録されている場合について、開示を実施するに当たり、「開示請求者に不開示部分があることを説明するなどして明確に示す」としていることから、不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときにおいても、開示請求者に不開示部分があることを説明するなどして明確に示す趣旨であると解することが相当である。

ウ 実施機関が作成した開示を実施するための行政文書の写しでは、申出人が主張するとおり、不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分がある。

エ 開示を実施するための行政文書の写しを閲覧しただけでは不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分について、実施機関は申出人に説明を求められてから当該行政文書の不開示情報が記録されている箇所を示していることから、実施機関が行った不開示情報が記録されている箇所が識別できない事務の処理は適正を欠くものである。

### 3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されており、行政文書の写しにより開示を実施する場合、黒色でマスキングをするなどして、当該行政文書の不開示情報が記録されている箇所を開示請求者に明確に示すべきである。

第 4 号様式 (第 9 条 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 3 号

平成 2 3 年 1 月 1 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 8 月 2 4 日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容                  (H 2 2) 苦情事案 1 0 : 平成 2 2 年 8 月 2 4 日付け                  支出負担行為支出伝票を開示するとき起票日と伝票番号を特定せず決定通知書発行                  異議申立てができないよう故意に決定通知の際知らせない                  知る権利の侵害                  2 0 件あるなら 2 0 件のリストアップがない</p> <p>2 調査の概要                  平成 2 2 年 8 月 2 4 日 苦情の申出書 (以下「申出書」という。) の受付                  平成 2 2 年 9 月 2 8 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討                  平成 2 2 年 1 0 月 1 8 日 苦情申出人 (以下「申出人」という。) への口頭による調査                  平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果                  (1) 本事案は、申出人からの支出負担行為支出伝票等の開示請求に対して、実施機関 (千葉県知事、教育委員会、企業庁長及び警察本部長) による開示決定通知書及び部分開示決定通知書への記載の仕方に対する苦情であると認められる。                  (2) 申出人の説明要旨は次のとおりである。                  申出人に調査したところ、申出人からは次のとおり説明があった。                  ア 支出伝票が何件という決定通知書の書き方では、日付、伝票番号が記載されていないため、文書の特定ができない。                  イ 実際に開示するとき、件数だけでは別の書類と差し替えることも可能であり、特定が不十分である。                  ウ また、自分たちに都合の悪い情報を隠すため件数に含めていないものがあるかも知れず、そのような場合、特定漏れによる異議申立てもできない。                  エ 知る権利の侵害とは、別の支出伝票と差し替えたり、都合の悪い情報を隠されたりして、結果的に開示されないものがあるということである。                  (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会 (以下「部会」という。) は、検討の結果、次のとおり判断する。                  ア 上記 (2) ア及びイについて</p>
------	---



(ア) 申出人の苦情の趣旨について

申出人への口頭による調査より、「決定通知書の『行政文書の件名』欄に日付、伝票番号が記載されておらず、文書の特定ができない」とは、1件の支出負担行為支出伝票（企業庁長においては支出回議書。以下「伝票」という。）が決定通知書の「行政文書の件名」に記載された総件数のうち、何件目のものにあたるのか不明であり、1件ずつ記載されていないと本当にその伝票が実施機関において特定されたものか比較できないという趣旨である。

また、「実際に開示するとき、件数だけでは別の書類と差し替えることも可能であり、特定が不十分である」とは、決定通知書に伝票の総件数だけが記載されているので、開示された伝票が実施機関において特定されたものか不明であり、1件ずつ記載されていないと比較できず、差し替えられてもわからないという趣旨である。

(イ) 伝票に記載されている情報について

ところで、実施機関（千葉県知事、教育委員会及び警察本部長）の伝票に記載されている主な情報は、課（かい名）、起票日、支出内容の説明、年度、款、項、目、細目、節、細節、節・細節名、金額、履行期限、執行限度額、相手方の住所、氏名、金融機関名、預金種目、口座番号、口座名義人、相手方コード、支出命令起票日、伝票番号、支払（予定）日、支出命令額、支出残額等である。

また、実施機関（企業庁長）の伝票に記載されている主な情報は、発行課（所）名、会計名、年度、支出回議書番号、起票年月日、決裁年月日、支払期限、予算残額、金額、摘要、予算欄の款、項、目、節及び細節、受取人住所、氏名、口座情報として金融機関名、支店名、名義人、預金種目及び口座番号、勘定科目として借方・貸方それぞれに款、項、目、節、及び細節、事業・地区、消費税区分等である。

(ウ) 実施機関の伝票の特定等について

本事案において、実施機関では、開示請求書に記載された「平成21年度、需用費、消耗品費のみ」等の事項より、対象となる行政文書について上記（イ）に記載されている年度、節・細節名及び支出内容の説明等を満たす伝票等を特定したものと推認される。

このように、開示請求書に記載されている情報に基づいて特定された伝票が、仮に他の伝票と差し替えられたとしても、差し替えられた伝票には、開示請求書に記載された事項とは違う情報が記載されているため、その判別は容易に行えると考えるのが相当であり、申出人による上記（2）イの主張は認められない。

(エ) 決定通知書への記載の仕方について

しかしながら、実施機関の過大な負担とならない程度において、上記（ア）の申出人の苦情の趣旨のとおり、伝票等が区別されるような決定通知書への記載がされれば、開示請求者にとってはわかりやすい決定通知書になるとともに、申出人が抱いたような疑念も払拭されることが考えられ、また、実施機関にとっては特定した伝票等を確認しやすくなるとともに、このような苦情もなくなるなど、双方にメリットが生じるものと考えられる。

よって、今後の情報公開の推進という観点からも、実施機関においては開示請求の対象となる行政文書の性質等に応じ、決定通知書へのわかりや

すい記載の仕方の検討等を求めるものである。

	<p>イ 上記（２）ウについて  申出人は「自分たちに都合の悪い情報を隠すため件数に含めていないものがあるかも知れず、そのような場合、特定漏れによる異議申立てもできない」と主張している。</p> <p>実施機関において都合の悪い情報を隠す等の事務処理を行っているとは考えられないが、当部会としては上記ア（エ）で述べたとおり今後の実施機関の検討等により、このような苦情がなくなるよう期待するものである。</p> <p>ウ 上記（２）エについて  申出人は、「知る権利の侵害とは、別の支出伝票と差し替えたり、都合の悪い情報を隠されたりして、結果的に開示されないものがあるということである。」と主張しているが、当部会の判断はア（エ）及びイのとおりである。</p>
調査委員	菅野委員、大田委員

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 4 号  
平成 2 3 年 1 月 1 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一 照

平成 2 2 年 8 月 2 4 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 1 1 : 平成 2 2 年 8 月 2 4 日付け 不正会計処理の支出負担行為支出伝票に関与した県警職員名を故意に公表しないよう違法な規則を適法としている。 推進会議事務局の政策法務課が不正会計処理の再発防止をうやむやにしようとしている。 H 1 4、1、2 5 付文発 2 4 号で「不正会計処理の財務会計上の行為をした職員名を原則不開示とする」としていないのに職員名を公表しない。地方自治法 1 5 条で規則は法令に反しないこととされているから同法の住民監査請求が受理されないようにすることは許されない。</p> <p>2 調査の概要 平成 2 2 年 8 月 2 4 日 苦情の申出書の受付 平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成 2 2 年 1 2 月 6 日 実施機関 (政策法務課) 及び第三者 (監査委員事務局調整課) への書面による調査 平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日 実施機関 (政策法務課) 及び第三者 (監査委員事務局調整課) から調査回答書の受付 平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書及び苦情を申し出た者 (以下「申出人」という。) からの口頭による説明等により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 千葉県情報公開条例第 8 条第 2 号ハの警察職員を定める規則 (平成 1 7 年千葉県規則第 6 6 号。以下「警察職員を定める規則」という。) に規定する警察職員を、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 2 条第 1 項に規定する当該普通地方公共団体の職員として、同項の規定により住民監査請求したい。 イ そのためには、同規則に規定する警察職員の氏名を地方自治法施行規則 (昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号) 別記都 (何道府県) [何郡 (市) 町 (村)] 職員措置請求書様式 (以下「職員措置請求書様式」という。) に記載する必要がある。 ウ この記載がない場合、補正を求めて却下すると監査委員事務局が発</p>
------	--

	<p>言している。</p> <p>エ しかし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項の規定により開示を請求した場合、警察職員を定める規則に規定する警察職員の氏名は不開示とされるので、住民監査請求することができない。同法第242条第1項の規定による住民監査請求をできなくさせている同規則は違法である。</p> <p>オ 知事（以下「実施機関」という。）は、同規則に規定する警察職員の氏名が記録された行政文書を保有していないから、同規則を定めることはできない。</p> <p>カ 千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例附則第4項の警察職員を定める規則（平成14年千葉県規則第6号。以下「特例条例に基づく警察職員を定める規則」という。）を定める際に、実施機関が警察本部長に照会して警察職員（警部補及び同相当職以下）の氏名を原則不開示とすることについて（平成14年1月25日付け文発第24号。以下「文発第24号」という。）の回答があったものである。警察職員を定める規則を定める際に、同様の措置をとっておらず手続がおかしい。</p> <p>キ 文発第24号は、捜査上の行為及び財務会計上の行為を分けていない。</p> <p>ク したがって、千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、実施機関に対し次に掲げる事項を内容とする是正等に関する意見を通知すべきである。</p> <p>(7) 実施機関が定めた同規則を廃止し、公安委員会で規則を定めるべきであること。</p> <p>(イ) 同規則を定める際には、捜査上の行為及び財務会計上の行為を分け、財務会計事務の担当者名は除く等と定めるべきであること。</p> <p>(2) 監査委員の説明は次のとおりである。</p> <p>ア 上記(1)イについて</p> <p>住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民が「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員」の違法又は不当な財務会計上の行為等を対象として行うものであり、当該請求を行うに当たっては、当該請求の対象となる職員等を明示すること（以下「職員等の指定」という。）が必要である。</p> <p>職員措置請求書様式においても、職員等の指定に係る記載が必要とされている。</p> <p>職員等の指定がされていない住民監査請求は、請求の要件に不備があるものとして、受付の時点で事務局職員が監査請求人に対して補正を求めるが、監査請求人がこれに応じなかったとしても受付を拒むことはできない。</p> <p>住民監査請求の受付後、監査委員は、当該請求が法に定める要件を具備しているか否かについての審査（要件審査）を行うが、職員措置請求書において職員等の指定がなされていなくても、当該請求の内容から、監査委員が職員等の指定を読み取れる場合は、当該請求を職員等の指定がされているものとして取り扱うことがある。</p> <p>なお、法定の要件を欠く住民監査請求のうち、形式的な要件（職員等の指定を含む。）を欠くものや、実質的な要件を欠いているが請求の要旨を変えることなく容易に補正することが可能であると認められるものについては、事案に応じて、監査委員は監査請求人に対して補正を求めることとなる。この補正の求めに監査請求人が応じない場合は、当該請求は不適法なものとして却下される。</p>
--	--

	<p>イ 上記(1)ウについて 警察職員を定める規則に規定する警察職員の氏名を、職員措置請求書様式に記載がない場合、住民監査請求取扱要領（平成17年6月15日決定）第3条第1項の規定により補正を求め、同要領第11条第1項の規定により却下の決定をすとの発言はしていない。</p> <p>(3) 実施機関の説明は次のとおりである。</p> <p>ア 上記(1)エについて 警察職員を定める規則は、次に掲げる理由から違法な規則ではない。</p> <p>(7) 警察事務の特殊性</p> <p>a 犯罪の取締り等に直接従事しているすべての職員の氏名を明らかにした場合、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象とされるおそれがある。</p> <p>b 上記以外の人事、給与、福利厚生、会計、広報等の職員であっても警備、捜査等に従事させるという運用が行われており、また、人事異動により直接捜査等を担当する部署に配置になることもあるため、一律に不開示として取り扱わないと、職員の身に危害が及ぶおそれがある。</p> <p>c 警部及び同相当職以上の警察職員については、職務遂行の責任上、公にすべきものと考えられることから原則不開示とする範囲から除外することとする。</p> <p>(4) 全国の斉一性 ほかのすべての都道府県において、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は不開示とする取扱いがされている。</p> <p>イ 上記(1)オについて 千葉県公安委員会規則ではなく、千葉県規則で定めることを内容とする千葉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年千葉県条例第64号）を議会の議決を経て公布しており、この条例の委任に基づいて警察職員を定める規則を公布しているところである。</p> <p>ウ 上記(1)カについて 特例条例に基づく警察職員を定める規則及び警察職員を定める規則を定める際に、文発第24号その他これに類する書面を徴しなければならないという法令の規定はない。 なお、文発第24号は上記ア(7)を要旨とする依頼文であり、警察本部長に確認した上で、このような警察事務の特殊性及び全国の斉一性は変わっていないと判断し、警察職員を定める規則を定めたものである。</p> <p>エ 上記(1)キについて 仮に、「財務会計上の行為」という観点に限って警察職員を定める規則を考えたとしても、次に掲げるとおり会計職員であっても警備、捜査等に従事させるという運用が行われており、また、人事異動により直接捜査等を担当する部署に配置になることもあるため、一律に不開示として取り扱わないと、職員の身に危害が及ぶおそれがあるという警察事務の特殊性から、同規則を定めているものである。</p> <p>(7) これらの捜査を担当する捜査員の氏名が開示されれば、業務遂行上大きな支障となるばかりか、捜査員個人あるいは捜査員の家族にまで報復攻撃による危害が及ぶおそれがある。さらに、一般事件の捜査に当たっても、捜査員の氏名が開示されれば、抗議、けん制、威迫、嫌がらせなどのおそれがある。</p> <p>(4) 捜査員以外の警察職員であっても、鑑識活動、差押え現場への一般職員の派遣等の捜査支援や風営適正化法、暴力団対策法、銃刀法</p>
--	---

	<p>等に基づく立ち入り、非行少年等の補導活動等の現場活動を行っているほか、間接的にも捜査活動に関与しており、これらの職員の氏名が公開された場合には、捜査員の氏名が公表される場合と同様の支障が生じることとなる。</p> <p>(ウ) 県警察では、管理業務を担当している警察職員であっても、状況に応じて捜査等に従事させる弾力的な配置、運用を行っている。例えば、重大事件が発生した場合、警察署においては、担当課・係の関係なく大半の警察職員が捜査活動等に従事する機会が多く、また、警察本部においても、管理業務を担当する警察職員を一定期間、応援派遣するという事は、日常的に行われている状況である。</p> <p>(エ) さらに、人事異動においては、現在、直接捜査等を担当しない所属に配置されているとしても、いつ直接捜査等を担当する部署に配置になるか予想できない。逆に、人事異動により、仮に、氏名が開示されることにより危害が及び危険性の高い、例えば暴力団担当等の部署から管理部門に配置換えになることも、管理部門に異動したために、氏名が公表され、暴力団員からの逆恨みによる攻撃を受ける危険が生じることもありうる。</p> <p>(4) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)イについて 住民監査請求を行うに当たっては職員等の指定が必要であるが、この指定がなされていなくても指定がされているものとして取り扱うことがあるとの監査委員の説明について次のとおり検討する。</p> <p>(ア) 住民監査請求取扱要領第11条第1項の規定により、監査委員は、住民監査請求が法定の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするとされ、同要領第9条の規定により、この審査を行うための会議を開催し、この会議における決定は、合議によるものとするとしている。また、当該要件は、職員等の指定、事実証明書の有無、違法又は不当な財務会計上の行為の特定の有無、具体的な違法性の摘示の有無等である。</p> <p>(イ) 職員等の指定が当該要件の1つであるが、職員措置請求書様式に職員の氏名が記載されているかどうかで、当該要件を満たしていると認めるかどうかを判断するよりは、監査委員が説明するように、請求の内容により当該要件を満たしていると認めるかどうかを判断する方が合理的であり、当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>(ウ) なお、住民監査請求の規定は、地方自治法が定められた昭和22年から存在し、千葉県情報公開条例は平成12年に、千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号）は昭和63年に定められ、これより前にこれらの条例と内容を同様又は類似とする条例は存在しなかった。つまり、情報公開という制度がある以前に住民監査請求という制度は存在したのであり、この観点からも警察職員を定める規則が住民監査請求をできなくさせているという苦情は失当である。</p> <p>イ 上記(1)ウについて 申出人は発言があったと説明し、実施機関は発言がなかったと説明する。このように申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会でどちらの説明によるともいえない。</p> <p>ウ 上記(1)エについて</p>
--	--

	<p>警察事務の特殊性及び全国の斉一性という理由から違法な規則ではないとの実施機関の説明について次のとおり検討する。</p> <p>(7) 調査委員が事務局をして実施機関に警察事務の特殊性について説明を求めたところ、危害が及ぶおそれについては、次に掲げる事実があるとのことであり、警察事務には特殊性があり、当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>a 捜査員が家宅捜索に入ると、その捜査員の家族の写真が張ってあったり、捜査員の自宅の地図、担当課員の住所録等が見つかったこと。</p> <p>b 家宅捜索した際、捜査員の私有車38台分の登録事項等証明書が見つかったこと。</p> <p>c 捜査員の自宅を割り出して、尾行されたこと。</p> <p>d 警察幹部の「組織内に情報収集を専門とする部隊がある。従来にない、異質な暴力団だ」という、以前よりも氏名を開示することで危害の及ぶおそれが増しているような証言もされていること。</p> <p>(イ) 調査委員が事務局をして実施機関に全国の斉一性について説明を求めたところ、平成22年4月1日現在、ほかのすべての都道府県において、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は不開示とする取扱いがされているということであり、広域的に斉一性がとられているべきであると考えられ、当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>エ 上記(1)オについて</p> <p>千葉県規則で定めることを内容とする条例を議決を経て公布しており、この条例の委任に基づいて警察職員を定める規則を公布しているとの実施機関の説明について次のとおり検討する。</p> <p>(7) 千葉県規則で定めることを内容とする条例を議決を経て公布しているとの当該説明を確認するためには、当該条例を公布した千葉県報を確認すべきであり、調査委員が事務局に確認させたところ、平成16年12月10日付け千葉県報号外第84号に登載された千葉県情報公開条例の一部を改正する条例で、改正後の千葉県情報公開条例第8条第2号ハの規定が「公務員等の職、氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）」と改正されたことを確認した。この規則とは、公安委員会規則ではなく、地方自治法第15条第1項に規定する普通地方公共団体の長が制定する規則のことであり、千葉県規則で定めることを内容とする条例を議決を経て実施機関が公布しているものと認められ、当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>(イ) 同条例の委任に基づいて警察職員を定める規則を公布しているとの当該説明を確認するためには、当該規則を公布した千葉県報を確認すべきであり、調査委員が事務局に確認させたところ、平成17年4月1日付け千葉県報号外第32号に登載された警察職員を定める規則で、「千葉県情報公開条例（平成16年千葉県条例第64号）第8条第2号ハに規定する規則で定める警察職員は、次の各号に掲げるとおりとする。」と定められたことを確認した。同条例の委任に基づいて警察職員を定める規則を公布しているものと認められ、当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>オ 上記(1)カについて</p> <p>文発第24号その他これに類する書面を徴しなければならないという法令の規定はない。文発第24号は上記(3)ア(7)を要旨とする依頼文であり、警察事務の特殊性及び全国の斉一性は、警察本部長に確認</p>
--	---

	<p>した上で、警察職員の氏名を定める規則を定める際においても状況は変わっていないと実施機関が判断したとの実施機関の説明について次のとおり検討する。</p> <p>(ア) 調査委員が事務局に当該法令の有無を確認させたところ、当該法令はなかったことを確認した。したがって、当該法令の規定はないとする当該説明に不合理な点は認められない。</p> <p>(イ) 調査委員が事務局をして実施機関に文発第24号の内容を確認させたところ、上記(3)ア(ア)を要旨とする依頼文であることを確認した。</p> <p>(ウ) また、調査委員が事務局をして実施機関に警察職員を定める規則を定める際の状況について説明を求めたところ、警察本部長に警察事務の特殊性及び全国の斉一性は変わっていないと確認した上で、警察事務の特殊性に変化はないと認められること及び全国の都道府県状況を調査した結果、全国の斉一性を保つ必要性はなくなっていないと認められたことから、特例条例に基づく警察職員を定める規則を定めた取扱いと同じく警察職員を定める規則を定めたものであることである。</p> <p>(エ) 上記(ウ)から、警察本部長に確認した上で、警察事務の特殊性及び全国の斉一性は変わっていないと実施機関で判断し、改めて書面を求めなかったことは不合理ではない。</p> <p>カ 上記(1)キについて  調査委員が事務局をして実施機関に文発第24号の内容を確認させたところ、上記(3)エ(ア)から(エ)までに掲げる事項が記録されており、警察本部長において職員の弾力的な配置及び運用並びに人事異動がなされている以上、会計職員であっても危害が及ぶおそれが否定できないものと認められる。したがって、仮に、「財務会計上の行為」という観点に限って警察職員を定める規則を考えたとしても、会計職員であっても警察事務の特殊性から、警察職員を定める規則を定めているものであるとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>キ 以上のとおり検討した結果、実施機関の事務に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	井上 隆行、桑波田 和子



第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 6 号  
平成 2 3 年 1 月 1 9 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成 2 2 年 9 月 1 3 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 2 2) 苦情事案 1 2 : 平成 2 2 年 9 月 1 3 日付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開より交付をするから送金してほしい申請書が送られたものであるが、文字が小さすぎてよく見えない。</li> <li>・ センターへ行ってこの文章を見せて訴えたが、2~3 人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった。</li> <li>・ もっと読める大きさの文字にして送ってほしい。</li> <li>・ 私にはイヤがらせとしか思えない。</li> <li>・ このような情報公開センターがあってはならない。</li> </ul> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 2 2 年 9 月 1 4 日 苦情の申出書の受付</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 1 日 苦情処理調査部会で処理方針の検討</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 1 9 日 苦情申出人 (以下「申出人」という。) への書面による調査</p> <p>平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日 実施機関 (政策法務課及び建築指導課) への書面による調査</p> <p>平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 実施機関 (建築指導課) から調査回答書の受付</p> <p>平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日 実施機関 (政策法務課) から調査回答書の受付</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 苦情の趣旨について</p> <p>本事案は、申出人が行った行政文書開示請求に対し決定された行政文書の写しの交付に係る事務に対する苦情であると認められる。</p> <p>申出人へ書面による調査を求めたところ、申出人から書面で回答はしない旨の連絡があったが、苦情の申出書及び申出人が電話で説明した内容を総合すると、申出人の主張要旨は次のとおりである。</p> <p>ア 平成 2 0 年 1 月 2 5 日に行った開示請求に対して、平成 2 0 年 2 月 2 7 日ごろに情報公開センターから、決定通知書と一緒に、行政文書の名称等が記載された「行政文書等の写し等の交付申請書」(以下「本件文書」という。) が送られてきたが、本件文書に記載された文字が小さすぎてよく見えない。嫌がらせとしか思えない。</p>
------	--

どこが本件文書を作ったのか知らないが、小さな文字で作られていることは事実であり、送る際に情報公開センターで本件文書を見て送っているのだから、情報公開センターがそのようなことでもいいのか。

イ 情報公開センターへ行って、本件文書を見せて訴えたが、2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった。

ウ 本件文書について、もっと読める大きさの文字にして送ってほしい。そうしたら申請書と金額を送る。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 実施機関に調査したところ、政策法務課からは次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求に伴う行政文書の写し等の交付については、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「事務取扱要綱」という。）の定めにより事務を行っている。

情報公開・個人情報センター（以下「総合窓口」という。）では、本庁各課が保有する行政文書の写し等の交付に係る費用の収納事務を行っており、通常、行政文書開示請求があり、送付により写し等の交付を希望する開示請求者に対しては、対象文書が担当課から届き次第、当該写し等の作成に要する費用の額及び送付に要する郵便切手代等を示した書類並びに行政文書等の写し等の交付申請書（事務取扱要綱別記第3号様式。以下「写し等の交付申請書」という。）を送付し、開示請求者から、当該写し等の作成に要する費用、写し等の交付申請書及び送付用の郵便切手等の提出を受けた後、領収証書と当該写し等を送付している。

よって、送付による交付を希望する開示請求者に対しては、場合により担当課で行うことはあるものの、基本的には総合窓口から写し等の交付申請書等の送付をしているところである。

(イ) 写し等の交付申請書は、本来、開示請求者に記載してもらべきものであり、対象文書を総合窓口で交付する際には、総合窓口職員が説明等を行い、開示請求者に記載してもらっている。

しかしながら、送付による交付の際には、写し等の交付申請書の記載の仕方について、総合窓口職員による丁寧な説明ができないため、開示請求者の負担の軽減等を勘案し、総合窓口において、「行政文書等の名称」「写し等の内容」「数量・金額」欄をあらかじめ記載して送付している。

(ウ) 本件は平成20年1月25日に申出人が行った行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対し決定した行政文書の写しの交付に係るものであり、当時本件を担当した総合窓口職員（以下「本件担当職員」という。）に確認したところ、本件請求書には「送付を希望する」の欄にチェックがあることから、本件担当職員は送付による交付と承知したものであった。

本件請求に係る対象文書及び決定通知書が、担当課である建築指導課から総合窓口へ送付されたため、本件担当職員が写し等の交付申請書の「行政文書等の名称」「写し等の内容」「数量・金額」欄に記載をして本件文書を作成し、当該写し等の作成に要する費用の額及び送付に要する郵便切手代等を示した書類並びに決定通知書とともに申出人に送付した。

(エ) 申出人は、本件請求以外にも以前、情報提供等に係る手続で担当課及び総合窓口と行き違いがあった経緯がある。そのため、本件担当職員は、申出人の負担軽減を考慮し、また、「行政文書等

の名称」について、決定通知書との齟齬がないようにと考え、「行政文書等の名称」欄の枠内に収まるよう、決定通知書の「行政文書の件名」を縮小コピーし、貼り付けることで本件文書を作成した。本件担当職員は、文字が小さいことを認識していたが、読み取れる範囲であろうと判断し、本件文書を申出人に送付した。

以上のことから、本件担当職員は、申出人へ配慮して本件文書の作成を行ったものであり、申出人が主張するような嫌がらせを意図的に行ったものではない。

(オ) 本件文書に限らず、決定通知書の「行政文書の件名」が多数若しくは長文になる場合は、写し等の交付申請書に記載する際に規定様式の枠内に収まるよう、まれに文字を小さくして記載する場合があるが、判読できる範囲と判断し行っており、これまでに本件のような苦情は受けていない。

(カ) 申出人が総合窓口において本件文書について訴えた際の状況については、申出人が来庁された日時等、詳細な記録はないものの、総合窓口職員が対応し、文字が小さいことを訴えられたことについては陳謝をし、申出人がその場は納得していただいたことを記憶している。

なお、「2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っただけであった」との主張については、当時の状況が不明であり詳細についてはわからない。

(キ) 本件文書について、大きな文字にして送ってほしい旨の主張については、平成22年9月27日に申出人から電話にて同様の申出があった。その際、電話で対応した総合窓口職員は、大きく見やすい文字で記載した本件に係る写し等の交付申請書を改めて送付する旨伝えと、申出人から今回の苦情処理が終わってから送付してもらいたいと伝えられた。よって、申出人へ送付は行っていない。

(ク) しかしながら、今回の苦情の申出について、本件担当職員からの聞き取りや保存文書、記録を精査したところ、上記(カ)の来庁日と同一日かどうか定かではないが、平成20年4月30日に総合窓口において、申出人は本件担当職員が作成した本件文書に住所及び氏名等を記載して、本件文書に記載の行政文書の写しの交付を受けていることが確認できた。

イ 実施機関に調査したところ、建築指導課からは次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求の担当課は建築指導課であり、本件文書に係る行政文書部分開示決定を平成20年2月25日付けで行っている。本件請求において、申出人は郵送による写しの交付を希望した。

行政文書開示請求において開示請求者が郵送による写しの交付を希望している場合、本庁各課が保有する文書については、総合窓口が写しの交付や郵送に係る費用を徴収するため、総合窓口から開示請求者に連絡をとり、写し等の交付申請書などの必要書類を決定通知書に添えて開示請求者へ送付している。

本件の場合も、総合窓口から申出人へ決定通知書及び本件文書を送付しており、建築指導課では本件文書の作成及び送付を行っていない。

(イ) 建築指導課では、行政資料の情報提供について対応する場合があるが、写し等の交付申請書は、写し等の交付を希望する申請者が記載しており、建築指導課で記載することはない。

	<p>ただし、建築計画概要書（建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）別記第3号様式）のように、写しの交付の申請件数が多い文書については、申請者に記載例を示した上で、写し等の交付申請書に記載していただくことはある。</p> <p>(ウ) 申出人の、本件文書についてもっと読める大きさの文字にして送ってほしい旨の主張について、申出人から建築指導課に対しての本件文書に係る連絡は特にない。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 本件文書の作成及び送付について</p> <p>(ア) 実施機関の説明によると、開示請求に伴う行政文書の写し等の交付については、事務取扱要綱の定めにより行っているところで、送付による交付を希望する開示請求者に対しては、通常、総合窓口から行政文書の名称等を記載した写し等の交付申請書等の送付を行っているとのことであり、本件文書については、総合窓口の本件担当職員が作成し、申出人へ送付したものであることが認められた。</p> <p>(イ) 本件文書については、本件担当職員が、申出人の負担軽減を考慮し、さらに決定通知書との齟齬がないようにと考え、決定通知書の「行政文書の件名」を縮小コピーし、貼り付けて作成したものであるとのことであり、本件に限らず、場合により同様に行っているということから、申出人に対して嫌がらせを意図的に行ったものではないという実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。</p> <p>(ウ) また、実施機関によると、本来、写し等の交付申請書は、開示請求者に記載してもらわなければならないものであるが、開示請求者の負担の軽減等を考慮し、総合窓口においてあらかじめ記載して送付しているとのことである。</p> <p>(エ) 当部会で本件文書を見分したところ、本件文書の「行政文書等の名称」欄は、他の記載に比べかなり小さな文字で記載されており、判読できないとまではいえないものの、実施機関が記載し送付する文書としては、申出人への配慮を欠くものであったといわざるをえない。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>イ 総合窓口における申出人への対応について</p> <p>実施機関の説明によると、申出人が総合窓口において本件文書について訴えた際の「2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった」との主張については、当時の状況が不明であり詳細についてはわからないということであり、事実を確認することはできないため、当部会で判断できない。</p> <p>ウ その他</p> <p>実施機関の説明及び本件に係る実施機関の保存文書を確認したところ、本件文書に記載の行政文書については、申出人は既に写しの交付を受けているので、実施機関は申出人へその旨説明し、申出人の理解を得るよう努めるべきと考える。</p>
調査委員	伊藤 さやか、佐藤 晴邦

情公推 第 4 5 号  
平成 2 3 年 1 月 1 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について (通知)

このことについて、平成 2 2 年 1 0 月 1 9 日付け情公推第 3 1 号- 1 で通知し、同年 1 1 月 1 5 日付けで実施した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第 2 7 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H22) 苦情事案12：平成22年9月13日付け

- ・情報公開より交付をするから送金してほしい申請書が送られたものであるが、文字が小さすぎてよく見えない。
- ・センターへ行ってこの文章を見せて訴えたが、2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった。
- ・もっと読める大きさの文字にして送ってほしい。
- ・私にはイヤがらせとしか思えない。
- ・このような情報公開センターがあってはならない。

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

本事案は、苦情申出人（以下「申出人」という。）が行った行政文書開示請求に対し決定された行政文書の写しの交付に係る事務に対する苦情であると認められる。

申出人へ書面による調査を求めたところ、申出人から書面で回答はしない旨の連絡があったが、苦情の申出書及び申出人が電話で説明した内容を総合すると、申出人の主張要旨は次のとおりである。

ア 平成20年1月25日に行った開示請求に対して、平成20年2月27日ごろに情報公開センターから、決定通知書と一緒に、行政文書の名称等が記載された「行政文書等の写し等の交付申請書」（以下「本件文書」という。）が送られてきたが、本件文書に記載された文字が小さすぎてよく見えない。嫌がらせとしか思えない。

どこが本件文書を作ったのか知らないが、小さな文字で作られていることは事実であり、送る際に情報公開センターで本件文書を見て送っているのだから、情報公開センターがそのようなことでいいのか。

イ 情報公開センターへ行って、本件文書を見せて訴えたが、2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった。

ウ 本件文書について、もっと読める大きさの文字にして送ってほしい。そうしたら申請書と金額を送る。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア 実施機関に調査したところ、政策法務課からは次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求に伴う行政文書の写し等の交付については、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制

定。以下「事務取扱要綱」という。)の定めにより事務を行っている。

情報公開・個人情報センター(以下「総合窓口」という。)では、本庁各課が保有する行政文書の写し等の交付に係る費用の収納事務を行っており、通常、行政文書開示請求があり、送付により写し等の交付を希望する開示請求者に対しては、対象文書が担当課から届き次第、当該写し等の作成に要する費用の額及び送付に要する郵便切手代等を示した書類並びに行政文書等の写し等の交付申請書(事務取扱要綱別記第3号様式。以下「写し等の交付申請書」という。)を送付し、開示請求者から、当該写し等の作成に要する費用、写し等の交付申請書及び送付用の郵便切手等の提出を受けた後、領収証書と当該写し等を送付している。

よって、送付による交付を希望する開示請求者に対しては、場合により担当課で行うことはあるものの、基本的には総合窓口から写し等の交付申請書等の送付をしているところである。

- (イ) 写し等の交付申請書は、本来開示請求者に記載してもらふべきものであり、対象文書を総合窓口で交付する際には、総合窓口職員が説明等を行い、開示請求者に記載してもらっている。

しかしながら、送付による交付の際には、写し等の交付申請書の記載の仕方について、総合窓口職員による丁寧な説明ができないため、開示請求者の負担の軽減等を勘案し、総合窓口において、「行政文書等の名称」「写し等の内容」「数量・金額」欄をあらかじめ記載して送付している。

- (ウ) 本件は平成20年1月25日に申出人が行った行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)に対し決定した行政文書の写しの交付に係るものであり、当時本件を担当した総合窓口職員(以下「本件担当職員」という。)に確認したところ、本件請求書には「送付を希望する」の欄にチェックがあることから、本件担当職員は送付による交付と承知したものであった。

本件請求に係る対象文書及び決定通知書が、担当課である建築指導課から総合窓口へ送付されたため、本件担当職員が写し等の交付申請書の「行政文書等の名称」「写し等の内容」「数量・金額」欄に記載をして本件文書を作成し、当該写し等の作成に要する費用の額及び送付に要する郵便切手代等を示した書類並びに決定通知書とともに申出人へ送付した。

- (エ) 申出人は、本件請求以外にも以前、情報提供等に係る手続で担当課及び総合窓口と行き違いがあった経緯がある。そのため、本件担当職員は、申出人の負担軽減を考慮し、また、「行政文書等の名称」について、決定通知書との齟齬がないようにと考え、「行政文書等の名称」

欄の枠内に収まるよう、決定通知書の「行政文書の件名」を縮小コピーし、貼り付けることで本件文書を作成した。本件担当職員は、文字が小さいことを認識していたが、読み取れる範囲であろうと判断し、本件文書を申出人に送付した。

以上のことから、本件担当職員は、申出人へ配慮して本件文書の作成を行ったものであり、申出人が主張するような嫌がらせを意図的に行ったものではない。

(オ) 本件文書に限らず、決定通知書の「行政文書の件名」が多数若しくは長文になる場合は、写し等の交付申請書に記載する際に規定様式の枠内に収まるよう、まれに文字を小さくして記載する場合があるが、判読できる範囲と判断し行っており、これまでに本件のような苦情は受けていない。

(カ) 申出人が総合窓口において本件文書について訴えた際の状況については、申出人が来庁された日時等、詳細な記録はないものの、総合窓口職員が対応し、文字が小さいことを訴えられたことについては陳謝をし、申出人がその場は納得していただいたことを記憶している。

なお、「2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった」との主張については、当時の状況が不明であり詳細についてはわからない。

(キ) 本件文書について、大きな文字にして送ってほしい旨の主張については、平成22年9月27日に申出人から電話にて同様の申出があった。その際、電話で対応した総合窓口職員は、大きく見やすい文字で記載した本件に係る写し等の交付申請書を改めて送付する旨伝えると、申出人から今回の苦情処理が終わってから送付してもらいたいと伝えられた。よって、申出人へ送付は行っていない。

(ク) しかしながら、今回の苦情の申出について、本件担当職員からの聞き取りや保存文書、記録を精査したところ、上記(カ)の来庁日と同日かどうか定かではないが、平成20年4月30日に総合窓口において、申出人は本件担当職員が作成した本件文書に住所及び氏名等を記載して、本件文書に記載の行政文書の写しの交付を受けていることが確認できた。

イ 実施機関に調査したところ、建築指導課からは次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求の担当課は建築指導課であり、本件文書に係る行政文書部分開示決定を平成20年2月25日付けで行っている。本件請求において、申出人は郵送による写しの交付を希望した。

行政文書開示請求において開示請求者が郵送による写しの交付を希望している場合、本庁各課が保有する文書については、総合窓口が写



しの交付や郵送に係る費用を徴収するため、総合窓口から開示請求者に連絡をとり、写し等の交付申請書などの必要書類を決定通知書に添えて開示請求者へ送付している。

本件の場合も、総合窓口から申出人へ決定通知書及び本件文書を送付しており、建築指導課では本件文書の作成及び送付を行っていない。

- (イ) 建築指導課では、行政資料の情報提供について対応する場合があるが、写し等の交付申請書は、写し等の交付を希望する申請者が記載しており、建築指導課で記載することはない。

ただし、建築計画概要書（建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）別記第3号様式）のように、写しの交付の申請件数が多い文書については、申請者に記載例をお示しした上で、写し等の交付申請書に記載していただくことはある。

- (ウ) 申出人の、本件文書についてもっと読める大きさの文字にして送ってほしい旨の主張について、申出人から建築指導課に対しての本件文書に係る連絡は特にない。

- (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本件文書の作成及び送付について

- (ア) 実施機関の説明によると、開示請求に伴う行政文書の写し等の交付については、事務取扱要綱の定めにより行っているところで、送付による交付を希望する開示請求者に対しては、通常、総合窓口から行政文書の名称等を記載した写し等の交付申請書等の送付を行っているとのことであり、本件文書については、総合窓口の本件担当職員が作成し、申出人へ送付したものであることが認められた。

- (イ) 本件文書の作成については、本件担当職員が、申出人の負担軽減を考慮し、さらに決定通知書との齟齬がないようにと考え、決定通知書の「行政文書の件名」を縮小コピーし、貼り付けて作成したものであるとのことであり、本件に限らず、場合により同様に行っているということから、申出人に対して嫌がらせを意図的に行ったものではないという実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。

- (ウ) また、実施機関によると、本来、写し等の交付申請書は、開示請求者に記載してもらふべきものであるが、開示請求者の負担の軽減等を考慮し、総合窓口においてあらかじめ記載して送付しているとのことである。

- (エ) 当部会で本件文書を見分したところ、本件文書の「行政文書等の名称」欄は、他の記載に比べかなり小さな文字で記載されており、判読できないとまではいえないものの、実施機関が記載し送付する文書としては、申出人への配慮を欠くものであったといわざるをえない。

イ 総合窓口における申出人への対応について

実施機関の説明によると、申出人が総合窓口において本件文書について訴えた際の「2～3人の人が寄ってヒソヒソ話をしながら笑っていただけであった」との主張については、当時の状況が不明であり詳細についてはわからないということであり、事実を確認することはできないため、当部会で判断できない。

ウ その他

実施機関の説明及び本件に係る実施機関の保存文書を確認したところ、本件文書に記載の行政文書については、申出人は既に写しの交付を受けているので、実施機関は申出人へその旨説明し、申出人の理解を得るよう努めるべきと考える。

3 千葉県情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

実施機関が申出人の負担軽減に配慮して行った事務であるということは考慮できるとしても、申出人に対して文書を作成し送付するのであるから、実施機関は、収受する者が通常判読できる文字の大きさと記載すべきである。

総合窓口は、開示請求者が行政文書を簡便な手続で利用できるようにするため設置された情報公開窓口であることから、適切な事務処理を行われたい。